

島根県人権施策推進基本方針 第二次改定 (原案)

～ 「第2章 各論 II 各人権課題に対する取組」(新旧対照表) ～

(1) 女性	…… 1	(9) 刑を終えて出所した人等	…… 3 2
(2) 子ども	…… 6	(10) インターネットによる人権侵害	…… 3 3
(3) 高齢者	…… 1 0	(11) 性的少数者の人権	…… 3 5
(4) 障がいのある人	…… 1 4	(12) 様々な人権侵害	…… 3 7
(5) 同和問題	…… 1 8		
(6) 外国人	…… 2 4		
(7) 患者及び感染者等	…… 2 6		
(8) 犯罪被害者とその家族	…… 2 9		

平成30年3月19日

人権同和対策課



第 1 次 改 定	第 2 次 改 定 (原案)
<p>第2章 各論</p> <p>II. 各人権課題に対する取組</p> <p>1. 女性</p> <p>(1) 現状と課題</p> <p>国連では、性差別の禁止について、「国際連合憲章」や「世界人権宣言」、「*国際人権規約」において繰り返し確認されています。</p> <p>特に、1967(昭和42)年に採択された「女子に対するあらゆる差別の撤廃に関する宣言(女子差別撤廃宣言)」では、「女子に対する差別は、基本的に不正であり、人間の尊厳に対する侵犯である」と規定されました。</p> <p>その後、「国際婦人年」の宣言、「国連婦人の10年」の設定、「女子差別撤廃条約」の採択、5回にわたる世界的規模の女性会議での宣言や行動計画の採択など、女性問題への取組が進められています。</p> <p>我が国では、こうした動きを受け、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女性労働者の福祉の増進に関する法律(男女雇用機会均等法)」の施行等、国内法や制度の整備、内閣総理大臣を本部長とする男女共同参画推進本部の設置、「男女共同参画2000年プラン」の策定など、男女平等の実現に向けた政策が進んできました。</p> <p>1999(平成11)年、男女共同参画社会の形成に関する取組を、総合的かつ計画的に推進することを目的とした「男女共同参画社会基本法」が公布・施行され、2000(平成12)年には、「男女共同参画基本計画」が策定されました。</p> <p>県では、「男女共同参画社会基本法」に基づく基本計画である「島根県男女共同参画計画(しまねパートナープラン21)」を2001(平成13)年に策定し、施策の総合的・計画的な展開を図ることとしました。</p> <p>翌2002(平成14)年には、「島根県男女共同参画推進条例」を制定するとともに</p>	<p>第2章 各論</p> <p>II. 各人権課題に対する取組</p> <p>1. 女性</p> <p>(1) 現状と課題</p> <p>(1)1999(平成11)年男女共同参画社会の形成に関する取組みを、総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画社会基本法が制定された。</p> <p>(2)県では、翌2001(平成13)年「男女共同参画社会基本法」に基づく基本計画である「島根県男女共同参画計画」策定、2002(平成14)年「島根県男女共同参画推進条例」制定、さらに2005(平成17)年に「島根県DV対策基本計画」を制定するなど、総合的・計画的に男女共同参画社会の実現をめざすための環境づくりを進めている。</p> <p>(3)県が、2014(平成26)年に実施した「男女共同参画に関する県民の意識・実態調査(以下「実態調査」という。)」からは、“子育ては母親”“家事、介護は女性が向いている”などへの肯定意識が強く、また8割近くの人が社会全体で男性が優遇されていると感じているなど、固定的な性別役割分担意識や、男性優遇感が根強く残っていることがうかがえる。</p> <p>(4)また、「直接DVを経験した。又は自分の身のまわりに経験した人がいる」と回答した人が、25.9%に達し若者を中心としたデートDVも発生していること、依然としてセクハラなどの課題あることが改めて確認された。</p> <p>(5)県内の女性の有業率は高い(平成27年「国勢調査」)ものの、管理的職業従事者に占める女性の割合は低く(平成24年「就業構造基本調査」)、また、2015(平成27)年に県が企業を対象に実施した「職場における女性の活躍に関するアンケート調査」では、女性にとって働き続けやすい職場に必要な事項として、「育児のための休暇制度の充実」や「定時退社の推進」、「職場復帰支援の充実」など</p>

に、「DV防止法」、「次世代育成支援対策推進法」に基づく計画を順次策定するなど、男女共同参画社会の実現を目指すための環境づくりを進めています。

県が実施した「人権問題に関する県民意識調査（2004（平成16）年）」においては、「女性に対する差別や人権侵害は、ほとんど存在しない」と答えた人は、わずか4.4%であり、社会や地域に残るしきたりや慣習をはじめとして、女性に対する様々な差別や人権侵害があると多くの人が感じています。このことからもうかがえるように、島根県では、性別による固定的な役割分担意識等からくる職場や家庭、地域等での男女差別が依然として根強く残っています。

また、近年、「\*セクシュアル・ハラスメント」や女性への暴力も顕在化してきました。啓発、広報、学習・研修や「\*ドメスティック・バイオレンス（DV）」対応の体制など、多くの取り組むべき課題があります。

## （2）施策の基本的方向

県では、「島根県男女共同参画計画（しまねパートナープラン21）」を2006（平成18）年に改定し、これに基づき、様々な施策を総合的・計画的に実施しているところ です。

今後とも、「男女共同参画社会基本法」の理念である「男女の人権の尊重」、「社会における制度又は慣行についての配慮」、「政策等の立案及び決定の共同参画」、

が上位を占めており、仕事と家庭生活を両立できる環境整備などが求められている。

- (6) このような状況を踏まえ、「次世代育成支援対策推進法」（H17.4.1施行/10年の限時法）の有効期限が2025年（平成37年）3月31日まで延長され、仕事と家庭の両立（ワークライフバランス）への支援をさらに充実することとされた。さらに、2015（平成27）年には、働くことを希望するすべての女性が、その個性と能力を十分に発揮し、職業生活において活躍できる社会を実現するため、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）」が制定され、翌2016年（平成28年）には全面施行となった。
- (7) 2017（平成29）年「育児休業、介護休業等育児又は家庭介護を行う労働者の福祉に関する法律（以下「育児・介護休業法」という。）」が改正され、事業主からの妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする不利益な取り扱いのみならず、上司・同僚等からの同様の理由による嫌がらせ（いわゆるマタハラ・パタハラ）を防止する措置等を事業主に義務付けられた。
- (8) 女性の人権が尊重され、地域や職場で男性とともに個性や能力を十分に発揮し、生き生きと生活していくためには、仕事と家庭（子育て・介護等）の両立に対する支援を充実するとともに、女性活躍の推進に関する県民の理解を深めていく必要がある。
- (10) また、DVについては相談体制の充実をはかるとともに、市町村、関係機関、関係団体等と連携、協働しながら、配偶者からの暴力を根絶する必要がある。

## （2）施策の基本的方向

2016（平成28）年に策定した「第3次島根県男女共同参画計画」（平成28年度～平成32年度）の基本

目標である「男女共同参画社会づくりに向けた意識の形成」、「ワーク・ライフ・バランスの推進」、「男性も女性もあらゆる分野で活躍できる社会の実現」及び「個人の尊厳の確立」、同年第3次改定

「家庭生活における活動と他の活動の両立」、「国際的協調」の視点に立った取組を、行政と民間が一体となって総合的・効果的に進めます。

#### ①男女平等を推進する教育・啓発

小学校・中学校・高等学校・特別支援学校においては、職業生活や社会参加において、男女が対等な構成員であることや男女が協力して家族の一員としての役割を果たし、家庭を築くことの重要性などについて、指導の充実を進めます。

また、男女共同参画センター「あすてらす」において、男女共同参画セミナー等の学習研修事業を行うほか、マスメディアを用いた広報や啓発情報誌などを通じて、男女共同参画社会形成に向けての学習や啓発を積極的に進めます。

#### ②男女共同参画社会の形成促進

2006(平成18)年に改定した「島根県男女共同参画計画」(2006～2010)では、「あらゆる世代での男女共同参画意識の普及・定着」、「男女が共に、家庭(子育て・介護等)と仕事・地域活動を両立することができる環境づくり」、「女性が様々な分野にチャレンジし、活躍できるような社会づくり」、「配偶者からの暴力と被害者保護のための対策の充実強化」を、特に、重点的に取り組むものとして掲げています。

そのために、「あすてらす」を拠点として、啓発広報や情報提供、地域リーダーの養成等に取り組むとともに、女性グループの自発的な活動を積極的に支援していきます。

また、市町村、関係団体、地域住民と連携・協力し、学校や家庭、職場、地域などのあらゆる分野における男女共同参画の推進に努めます。

さらに、国や関係団体と連携して、「改正男女雇用機会均等法」や「育児休業・介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(育児・介護休

した「島根県DV対策基本計画」(2016～2021)の基本目標である「配偶者からの暴力を容認しない社会の実現」、「適切な相談の実施」、「被害者の緊急かつ安全な保護の実施」、「被害者の自立支援」等を踏まえ、男女共同参画に関する正しい知識を定着させ、男女があらゆる分野で活躍できる環境を整備し、DV等を根絶することにより、女性の人権が尊重され、性別に関わりなく個性と能力を発揮できる地域社会の実現に取り組む。

#### (1) 男女平等を推進する教育・啓発

①県立男女共同参画センター「あすてらす」を拠点に、全県において県民をはじめ、企業、団体等を対象に、男女共同参画の理解を深めるため研修会等を開催する。併せて、県の広報誌やホームページ、マスメディア等を通じて男女共同参画に関する情報提供を行い県民の意識啓発を促進する。

②保育をはじめ幼児教育、学校教育においても、子どもへの男女共同参画に関する教育を推進するとともに、教職員に対する研修の充実にも努める。

#### (2) 男女がともに働きやすい職場環境の整備(ワーク・ライフ・バランスの推進)

①一生を通じて働き続ける環境づくりを支援するために、育児・介護休業制度の活用促進、子育て環境の整備、介護サービスの充実などに努める。

②従業員が働きやすい職場づくりを促進するため、企業にアドバイザーを派遣しワーク・ライフ・バランスの推進について助言、情報提供を行うなど就業環境の整備の促進に努める。

③「育児・介護休業法」(妊娠、出産等による事業主、上司等からのハラスメントの防止)に基づく職場におけるハラスメント対策の推進に努める。

業法)」などの法令の周知・啓発に努め、セクシュアル・ハラスメントの防止など、男女が働きやすい職場環境の整備を図るとともに、子育て中の女性や母子家庭の母等の再就職、仕事と育児の両立などが図れるよう、就職や両立のための支援に取り組みます。

### ③DV等女性に対する暴力防止の取組

「島根県DV対策基本計画」(2005～2008)に基づき、DVを防止し、DV被害者支援に係る施策を総合的に実施するための取組を進めてきたところですが、2008(平成20)年に施行された「改正DV防止法」及び国の基本方針に即して、同年には、新しい「島根県DV対策基本計画」(2008～2011)を策定しました。

この計画で、「配偶者からの暴力のない社会」を目指すことを基本理念の一つとし、また、「DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であること」を基本的視点の一つとして掲げました。

DVのない社会を実現するためには、県民一人ひとりがDVに関する正しい理解を深め、DVは重大な人権侵害であることを認識し、DVを根絶する社会的気運を醸成することが必要です。

そのために、県民に対する啓発・広報を充実するとともに、学校や家庭、職

### (3)あらゆる分野における女性の参画の推進

- ①県の審議会等への女性の参画の推進など、政策・方針決定過程における女性の参画を一層推進していく。
- ②地域活動への女性の参画の促進のため、しまね女性センターと連携して、しまね女性ファンドの活用促進や、人材育成などの支援に努める。
- ③企業等の方針決定過程における女性の参画が進むよう、「しまね働く女性きらめき応援会議」と連携し、経営者・管理職等の意識改革を進めるとともに、女性に向けたキャリア形成や人材育成への支援、働く女性のロールモデルの普及などに努めていく。

### (4)DV等女性に対する暴力防止の取組と支援

- ①DVは重大な人権侵害であるという認識を県民に定着させ、暴力根絶社会を目指し広報、啓発活動に取り組む。また、若年層のデートDVを防止するため、中高生等に対するデートDV予防教育に努める。
- ②被害者の緊急かつ安全な保護のために、一時保護委託先の確保、同伴児に対する心理的ケアの充実などに努める。
- ③被害者が自立し、安心して地域で生活できるよう、公共職業安定所等と連携した就労支援、県営住宅への優先入居、資金面での困窮を支援する自立支援貸付制度の運用など、被害者のニーズに応じたきめ細かな対応に努める。
- ④「女性に対する暴力対策関係機関連絡会」等を通じ市町村、関係機関、団体等と連携を強化し迅速かつ適切な対応に努める。

場、地域での教育の充実や職員等に対する研修の充実を進めます。  
また、市町村に対して、DV対策基本計画の策定や女性に対する暴力をなくす運動の取組について積極的に働きかけます。

#### ④DV等暴力被害女性への支援

被害者が自立し、安心して地域で生活するためには、就業の促進、住宅の確保のほか様々な支援制度の活用等が必要です。女性相談センターで一時保護した被害者が、一時保護施設を退所する際に経済的自立を図りやすいよう「配偶者等からの暴力被害者自立支援金貸付制度」の活用を図ったり、生活保護制度や母子・寡婦福祉資金等の円滑な活用が図られるよう関係機関との連携を強化するなど、被害者の自立支援を行います。

また、被害者にきめ細かに対応するために、被害者に対する支援活動を行っている民間団体との連携や、県の機関、市町村、司法機関、民間団体等で構成する「女性に対する暴力対策関係機関連絡会」の充実を図ります。

#### ⑤相談体制の充実

県民又は事業者からの性別による差別的取扱い、その他の男女共同参画を阻害する行為についての相談に対して、国、県、市町村等の関係機関が相互に連携し、適切な対応を図ります。

DVを含む様々な女性の問題については、女性相談センターや児童相談所に女性相談員を配置して、DV被害者や女性からの相談に応じています。

また、「改正DV防止法」で、市町村における「配偶者暴力相談支援センター」の設置が努力義務として規定されたことにより、今後は、市町村の役割が期待されます。住民に最も身近な所での相談が可能となるよう市町村に対して、相談窓口の設置を働きかけるなど、相談体制の充実を図ります。

県民の悩みや不安を解消するため、警察本部に「警察相談センター」を、各警察署に警察安全相談係を設置して、24時間体制で県民からの相談へ対応しています。受理した相談のうち、警察で対応できるものについては、事件化や指導・助言に努めているほか、相談窓口を有する関係機関と連携して解決に努めています。

#### (5) 相談体制の充実

①DVを含む様々な女性の問題については、女性相談センターや児童相談所に配置した女性相談員など、相談員の資質の向上を図るとともに、出張相談、巡回相談や弁護士相談などの専門相談の推進に努める。

②性犯罪被害については、2015(平成27)年に設置した性犯罪被害者のワンストップ支援センター「たんぽぽ」、「ストーカー電話相談」、性犯罪被害相談電話全国共通番号“#8103(ハートさん)などの相談窓口の県民への周知を図るとともに、関係機関等と連携し迅速かつ適切な対応に努める。

③市町村に対してワンストップサービスやDV支援センターの設置など相談体制の充実を働きかけます。

また、警察に寄せられる相談に対応する職員に対しては、法律や専門的知識の研修を行うことにより対応能力の向上を図ります。

## 2. 子ども

### (1) 現状と課題

21世紀を担う子どもたちが心身ともに健やかに育つことは、県民すべての願いであり、子どもは人格をもった一人の人間として尊重されなければなりません。子ども一人ひとりが基本的人権の権利主体であることを理解し、子ども自身の声に耳を傾けることが必要です。

1947(昭和22)年、我が国では、「児童福祉法」が制定され、児童の育成・保護という観点から様々な施策が展開されています。さらに、4年後には、「児童憲章」で「児童は人として尊ばれ、社会の一員として重んじられ、よい環境の中で育てられる」ことが宣言されました。

また、1989(平成元)年に国連で採択された「子どもの権利条約」では、子どもを権利の主体として、子どもの成長、発達を保障するため、親をはじめ社会全体が最善の努力をすることが明記されています。

しかし、近年、我が国では、少子化や核家族化、都市化の進行など、社会環境が大きく変化し、子どもをめぐる問題も複雑・多様化しています。いじめや体罰など、子どもの人権が侵害される事例が後を絶たず、不登校や家庭へのひきこもりなどの問題が深刻化しています。また、児童虐待問題も深刻化しており、幼い命が失われる痛ましい事件も発生しています。

さらに、携帯電話の急速な普及に伴い、子どもがインターネット上に氾濫する違法・有害情報に容易にアクセスできる状況となっており、出会い系サイトによる性被害や学校裏サイトによる人権被害など、子どもの心身をむしばむ新たな社会現象もみられます。

こうした状況の中、1999(平成11)年には、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律(児童買春、児童ポルノ禁止法)」が制定さ

## 2. 子ども

### (1) 現状と課題

(1)国は、1947年(昭和22年)に「児童福祉法」を制定し、児童の育成・保護という観点から様々な施策を展開。4年後には、「児童憲章」で「児童は人として尊ばれ、社会の一員として重んじられ、よい環境の中で育てられる」ことが宣言された。

(2)1989年(平成元年)に国連で採択された「子どもの権利条約」では、子どもを権利の主体として、子どもの成長、発達を保障するため、親をはじめ社会全体が最善の努力をすることを明記。

(3)少子化や核家族化、都市化の進行など、社会環境が大きく変化し、子どもをめぐる問題も複雑・多様化。いじめや体罰など、子どもの人権が侵害される事例が後を絶たず、不登校や家庭へのひきこもりなどの問題が深刻化。また、児童虐待問題も深刻化しており、幼い命が失われる痛ましい事件も発生。

(3)携帯電話の普及に伴い、子どもがインターネット上に氾濫する違法・有害情報に容易にアクセスできる状況となっており、出会い系サイトによる性被害や学校裏サイトによる人権被害など、子どもの心身をむしばむ社会現象もみられる。

(4)1999年(平成11年)には、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律(児童買春、児童ポルノ禁止法)」が制定され、児童買春や児童ポルノに係る行為等を処罰するとともに、これらの行為等により心身に有害な影響を受けた子どもの保護のための措置等を定めることにより、子どもの権利擁護を図られた。

(5)2000年(平成12年)には、「児童虐待防止法」が制定され、子どもの人権を著しく侵害する児童虐待を禁止するとともに、児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた子どもの保護及び自立の支援のための措置等を定

れ、児童買春や児童ポルノに係る行為等を処罰するとともに、これらの行為等により心身に有害な影響を受けた子どもの保護のための措置等を定めることにより、子どもの権利擁護を図ることとされました。

また、2000(平成12)年には、「児童虐待防止法」が制定され、子どもの人権を著しく侵害する児童虐待を禁止するとともに、児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた子どもの保護及び自立の支援のための措置等を定めるなど、子どもの人権擁護の動きが本格的に始まりました。

さらに、2003(平成15)年には、有害サイトの利用に起因する犯罪から子どもたちを保護することを目的とした「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(出会い系サイト規制法)」が施行され、2008(平成20)年には、インターネット上の有害情報から子どもを守るため、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」が成立しました。

## (2) 施策の基本的方向

2003(平成15)年に成立した「次世代育成支援対策推進法」に基づき、2005(平成17)年に「島根県次世代育成支援行動計画〔前期計画〕(しまねっすくすくプラン)」を策定しました。

このプランは、すべての子どもと子育て家庭を対象に、次世代育成支援対策を集中的・計画的・総合的に進めていくもので、「しまねエンゼルプラン」を発展的に継承するものです。

めるなど、子どもの人権擁護の動きが本格的に始まった。その後、2016年(平成28年)には、児童福祉法が改正され、全ての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策の更なる強化等を図ることとされた。

(6)2003年(平成15年)には、有害サイトの利用に起因する犯罪から子どもたちを保護することを目的とした「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(出会い系サイト規制法)」が施行され、2008年(平成20年)には、インターネット上の有害情報から子どもを守るため、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」が成立。

(7)2009年(平成21年)には、子どもや若者の健やかな育成と社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援等、総合的な施策の推進を目的とする「子ども・若者育成支援推進法」が成立。

(8)2013年(平成25年)には、いじめが原因である事件・事象が全国で発生しており、いじめは学校を含めた社会全体の課題であることから「いじめ防止対策推進法」が成立。県においても2014年(平成26年)に「島根県いじめ防止基本方針」を策定。

(9)2013年(平成25年)には、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図るため、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が成立。

## (2) 施策の基本的方向

2003年(平成15年)に成立した「次世代育成支援対策推進法」に基づき、2005年(平成17年)に「島根県次世代育成支援行動計画(しまねっすくすくプラン)」の前期計画を、2010年(平成22年)に後期計画を策定し、10年間の計画的・集中的な次世代育成対策の取り組みを進めてきた。これを引き継ぐ新たな指針として2015年(平成27年)に「しまねっすくすくプラン(「島根県次世代育成支援行動計画」「島根県子ども・子育て支援事業支援計画」「島根県ひとり親家庭等自

その基本理念の一つに「しまねの未来を担うたくましい子どもの育ちの実現」を掲げ、子どもの人権を守り、子どもにとって最善の利益が図られるよう、特に、児童虐待防止対策と長期的視点から「次代の親」となる人の育成を重点的に進めることとしています。

関係する機関・民間団体はもとより、学校や家庭、地域などが連携と協働のもとに、教育や意識啓発、相談・支援体制の充実など、「子どもが健やかに生まれ育つ環境づくり」を進めていきます。

#### ①「子どもの権利条約」などの理解促進

小学校・中学校・高等学校・特別支援学校において、子ども自身が権利の主体者であるという観点から、教職員に対し、人を大切にされた教育指導が行われるよう「子どもの権利条約」の周知徹底を図ります。

また、社会科、公民科等の教科や道徳、特別活動等の中で、子どもに対しても学習の場を設定します。さらに、保護者に対し、この条約についての理解の促進を図ります。

#### ②いじめ問題への取組

いじめは、子どもの人権に関わる重要な問題であり、学校のみならず家庭など、社会全体で取り組むことが大切です。

このため、県教育委員会では、「いじめ110番」などの電話相談体制の整備や専門的・実践的研修を実施して、教職員の資質向上に努め、学校における生徒指導体制や教育相談の整備を図ります。

#### ③不登校への取組

不登校は、「学校での学ぶ権利」を奪うという、子どもにとっては基本的な権利保障に関わることであり、将来の子どもの進路にも関わることです。

このため、不登校の子どもに対しては、指導・相談や学習支援・情報提供等の

立支援計画))」を策定した。

その基本理念の一つに「すべての子どもの健やかな育ちが等しく保障される環境の整備」を掲げ、児童の権利に関する条約の趣旨を十分に踏まえ、子どもの基本的な権利を最大限に尊重し、子どもにとって最善の利益が図られるよう施策を推進する。また、すべての子どもが個人として尊重され、健やかに成長できる環境づくりを進める。

関係する機関・民間団体はもとより、学校や家庭、地域などが連携と協働のもとに、教育や意識啓発、相談・支援体制の充実など、「子どもが健やかに生まれ育つ環境づくり」を進める。

#### (1)「子どもの権利条約」などの理解促進

①小学校・中学校・高等学校・特別支援学校において、子ども自身が権利の主体者であるという観点から、教職員に対し、人を大切にされた教育指導が行われるよう「子どもの権利条約」を周知徹底。

②社会科、公民科、道徳、特別活動等の中で、子どもに対しても学習の場を設定。さらに、保護者に対し、この条約についての理解の促進。

#### (2) いじめの問題への取組

①いじめは、子どもの人権に関わる重要な問題である。「島根県いじめ防止基本方針」に基づき、いじめ防止等のための対策を市町村、学校、家庭、地域、その他の関係者と連携し、総合的かつ効果的に推進。

②「いじめ相談テレフォン」などの電話相談の実施、専門的・実践的研修の実施による教職員の資質向上に努め、学校における生徒指導体制や教育相談を整備。

#### (3) 不登校への取組

①不登校は、「学校での学ぶ権利」を奪うという、子どもにとっては基本的な権利保障に関わることであり、将来の子どもの進路にも関わることであり、不登校の子どもに対しては、指導・相談や学習支援・情報提供等の本人の

本人の進路形成に資するような対応をしていきます。その際には、公的機関のみならず、民間施設やNPO等と積極的に連携します。

#### ④乳幼児や児童への虐待防止の取組

県内各市町村に設置している要保護児童対策地域協議会において、関係機関が連携し、児童虐待の予防、早期発見・早期対応から自立支援にいたるまでの総合的な相談と支援を実施していきます。

また、虐待防止に関する幅広い啓発・広報活動を進めるとともに、保護者に対する支援等の充実に取り組みます。

さらに、住民に、より身近な民生委員・児童委員や市町村相談担当職員に対する研修を継続的に実施するとともに、児童相談所の専門性の向上を図ることにより、地域が一体となって、児童の虐待防止に取り組む環境づくりを推進していきます。

#### ⑤健全育成に向けての取組

近年、島根県においても、図書やビデオ、インターネット等を通じた有害情報の拡大が問題となっており、子どもをこれらの有害環境から守ることは大人の責任です。

このため、「島根県青少年の健全な育成に関する条例」等に基づく環境浄化の取組を、より一層強化するとともに、青少年育成島根県民会議と密接な連携を図りながら、普及啓発及び民間活動支援等を行うことにより、行政や民間団体、家庭、地域が一体となった子どもの健全育成の取組を推進していきます。

進路形成に資するよう、公的機関のみならず、民間施設やNPO等と積極的に連携して対応。

#### (4)乳幼児や児童への虐待防止の取組

①県内各市町村に設置している要保護児童対策地域協議会において、関係機関が連携し、児童虐待の予防、早期発見・早期対応から自立支援にいたるまでの総合的な相談と支援を実施。

②虐待防止に関する幅広い啓発・広報活動を進めるとともに、保護者に対する支援等の充実に取り組み。

③住民に、より身近な主任児童委員や市町村相談担当職員に対する研修を継続的に実施するとともに、児童相談所の専門性の向上を図ることにより、地域が一体となって、児童の虐待防止に取り組む環境づくりを推進。

#### (5)子どもの貧困対策への取組の推進

①子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう「島根県子どものセーフティネット推進計画」に基づき、困難やリスクに直面する子どもに気づき、その生活や学習を支え、希望の持てる未来へつないでいくために、支援体制を整備し、取組を推進。

#### (6)健全育成に向けての取組

①図書やビデオ、インターネット等を通じた有害情報の拡大が問題となっており、子どもをこれらの有害環境から守ることは大人の責任である。「島根県青少年の健全な育成に関する条例」等に基づく環境浄化の取組をより一層強化。

②青少年育成島根県民会議と密接な連携を図りながら、普及啓発及び民間活動支援等を行うことにより、行政や民間団体、家庭、地域が一体となった子どもの健全育成の取組を推進。

### ⑥相談体制の充実

学校にスクールカウンセラーや「子どもと親の相談員」（小学校）を配置するとともに、学校や関係機関の相談担当者を対象とした研修会を開催し、資質向上及び各相談機関の連携強化に努めます。

児童相談所及び市町村児童家庭相談窓口においては、子どもに関する様々な相談に応じ、要保護児童対策地域協議会を中心とした相談支援体制の充実を図ります。

警察本部に設置の「ヤングテレホン」及び各警察署の「少年相談窓口」においては、子どもに関する各種相談に応じながら、子どもの健全育成活動や保護対策等への取組を推進します。

また、県内4か所（松江市、出雲市、浜田市、益田市）に設置している「子ども支援センター」では、様々な問題を抱える子どもや保護者からの相談に対応するほか、地域ボランティア等と連携した子どもへの支援活動を推進します。

## 3. 高齢者

### (1) 現状と課題

我が国では、2006（平成18）年における高齢者の割合が20.8%と5人に1人、75歳以上の高齢者は10人に1人という「本格的な高齢社会」を迎えています。

2006（平成18）年の「日本の将来推計人口」によると、島根県では、今後も人口減少が進み、高齢者の割合は、30年後には40%近くまで高まるとされていますが、高齢者人口は、20万人程度でほぼ一定で推移すると推計されています。

また、島根県では、2005（平成17）年の高齢者の一人暮らし世帯数が、1990（平成2）年比で約1.8倍、2005（平成17）年の高齢者夫婦のみ世帯数は、1990（平成2）年比で約2倍と急増しています。

### (7) 相談体制の充実

①学校にスクールカウンセラーや子どもと親の相談員（小学校）を配置するとともに、学校や関係機関の相談担当者を対象とした研修会を開催し、資質向上及び各相談機関の連携強化に努める。

②児童相談所及び市町村児童家庭相談窓口においては、子どもに関する様々な相談に応じ、要保護児童対策地域協議会を中心とした相談支援体制の充実を図る。

③警察本部に設置の「ヤングテレホン」及び各警察署の「少年相談窓口」においては、子どもに関する各種相談に応じながら、子どもの健全育成活動や保護対策等への取組を推進。

## 3. 高齢者

### (1) 現状と課題

(1) 本県は、全国に先駆けて高齢化と人口減少が進行。高齢者(65歳以上)の割合は2010(平成22)年に29.1%だったが、2015(平成27)年には32.5%に上昇。「日本の将来推計人口(平成29年4月推計)」等によれば、2030(平成42)年には県人口は約588千人(平成22年717千人)、高齢化率は37.0%まで上昇する見込み。

(2) 2017(平成29)年9月末の県内の要介護(要支援)認定者は約47千人で高齢者全体に占める割合は20.8%。また、認知症高齢者は、国が2012(平成24)年に実施した推計方法を参考に推計すると、2015(平成27)年に約40千人、2030(平成42)年には約46千人と見込まれる。

(3) 国連は1991(平成3)年に「高齢者のための国連原則」として「自立・参加・ケア・自己実現・尊厳」を定め、これを各国の政策に反映していくために、

こうした状況の中、介護サービスや介護予防の取組の充実、高齢者の権利擁護の推進、高齢者が地域で活躍できる環境の整備など、県民誰もが高齢期を安心して過ごせるような社会の実現を図ることは重要な政策課題です。

とりわけ、島根県は、全国に先駆けて高齢化が進行しており、高齢者が「自と尊厳」を持てる21世紀の社会を率先してつくり上げていくことが求められています。

## (2) 施策の基本的方向

少子高齢社会における持続可能な社会システムを新たに構築するため、地域活動を支える高齢者の育成を図るなど、高齢者が社会参加活動の中で生きがいを醸

1999(平成11)年を「国際高齢者年」として定めるなど様々な取り組みを進めてきた。

- (4) 我が国においても、1995(平成7)年には「高齢社会対策基本法」が制定され、高齢者の様々な社会活動への参加の機会の確保や、社会を構成する重要な一員として尊重され、健やかで充実した生活を営むことができる豊かな社会の構築が必要であったとした。
- (5) 2000(平成12)年には介護保険制度が導入。措置から契約への変更、選択と権利の保障、保健・医療・福祉サービスの一体的提供など、高齢者介護の在り方は大きく変容した。
- (6) さらに、2006年(平成18年)には「高齢者に対する虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(以下、「高齢者虐待防止法」という。)が施行。虐待の未然防止・早期発見、早期対応、関係機関の連携による継続的支援とともに、権利意識の啓発、介護知識の周知、在宅養護者の支援などが国・地方公共団体の責務とされた。
- (7) 本県でも、2000年(平成12年)に高齢者福祉の総合的な計画として「島根県老人福祉計画・島根県介護保険事業支援計画」を策定し、3年ごとに評価分析を行い、2015(平成27)年には第6期の計画を策定するなど、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じ、尊厳を持って自立した日常生活を営むことができるよう取り組んでいる。
- (8) 近年、高齢者に対する就職差別、介護施設等における身体的・心理的虐待、あるいは高齢者の家族等による無断の財産処分(経済的虐待)等といった高齢者に対する人権侵害が大きな社会問題となっている。
- (9) 高齢者の人間としての尊厳の確保やプライバシーの保護など高齢者の人権を守るための施策を充実することが求められている。

## 2. 施策の基本的方向

「島根県老人福祉計画・島根県介護保険事業支援計画」等を踏まえ、高齢者の知識や経験を生かした社会参加の推進、就職機会の確保のための環境づくり、たとえ

成できるような環境づくりに取り組み、高齢者が支える側に立ち、地域社会の担い手として活躍するような「新たな共助の仕組みづくり」を進めます。

あわせて、高齢者一人ひとりの権利が尊重され、住み慣れた地域で安心して、その人らしい生活が送れるような環境づくりを進めます。

#### ①福祉教育、意識啓発の推進

一人ひとりが心豊かで健やかに暮らせる福祉社会を実現していくためには、福祉の心を実践する態度に結びつけることが必要であり、学校においては、子どもに対する実践的福祉教育を推進することが大切です。

このため、1997(平成9)年に策定した「福祉教育の推進に関する基本的な指針」に基づき、1999(平成11)年に「福祉教育指導資料」を作成しました。この資料を十分に活用して、生命を尊重する心や思いやりの心を育てたり、参加・交流型のボランティア活動などを進めます。

また、「老人週間」を中心に、高齢者の長寿と健康を祝福するとともに、高齢者が多年にわたり社会の進展に寄与してきた人として、かつ、豊富な知識と経験を有する人として敬愛されるよう周知し、高齢者の生きがいと健康づくりへの意識高揚を促進します。

#### ②就労対策の推進

豊かで活力のある社会を実現していくためには、高齢者の意欲と能力に応じた雇用の機会確保が重要です。高齢者が持つ豊富な経験や技術、知識が、職場や地域活動に活かされ、自らの生活安定と生き甲斐、あるいは地域社会に一定の役割を果たすことができるように支援していくことが求められています。

そのため、島根労働局と連携して、事業主に対し、高齢者の就職の機会確保のための啓発を積極的に進めるとともに、臨時的・短期的な仕事を希望する高齢者が就労できるようシルバー人材センター等に対して、指導・支援を行います。

介護を必要とする状態となったとしても、その人らしい生活を自分の意思で送ることを可能とする、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される仕組み（以下「地域包括ケアシステム」という。）の推進、高齢者虐待の防止など、高齢者が住み慣れた地域で安心して生き生きと暮らせる社会の構築に取り組む。

#### (1)福祉教育、意識啓発の推進

- ①児童生徒の福祉の心を育成し、高齢者等への理解を深め、共に生きようとする心や思いやりの心を育てる教育を推進する。
- ②老人の日、老人週間を中心に、高齢者が年齢にとらわれることなく生涯現役で、生きがいを持って生活できる長寿社会について、県民の理解が深まるよう意識啓発に努める。

#### (2)就労対策の推進

- ①高齢者が持つ豊富な経験や技術、知識が職場や地域活動に活かされ、自らの生活の安定と生きがい、あるいは地域社会において一定の役割を果たせるよう関係機関と連携し、事業主に就労の機会の提供を働きかけるとともに、県民へのシルバー人材センター事業の周知等に取り組む。

### ③高齢者の尊厳を支えるケアの推進

2000（平成12）年から実施された介護保険制度により、措置から契約への移行、選択と権利の保障、保健・医療・福祉サービスの一体的提供など、高齢者介護のあり方は大きく変容しましたが、近年は、認知症高齢者や一人暮らし高齢者の増加、権利擁護への要請の高まりなど、高齢者を取り巻く環境はさらに変化しています。

こうした状況を踏まえ、たとえ介護を必要とする状態になっても、その人らしい生活を自分の意志で送ることを可能とすること、すなわち、「高齢者の尊厳を支えるケア」の実現を目指し、2006（平成18）年には、「介護保険制度の見直し」や「高齢者虐待防止法」が施行されました。

このため、市町村や関係団体との連携のもと、介護サービスの充実や介護予防・地域ケアの推進、高齢者虐待の未然防止・早期対応や「\*成年後見制度」活用など、実効性ある権利擁護の仕組みづくりを図ります。

### ④新たな共助の仕組みづくりの推進

少子高齢社会においては、地域活動において元気な高齢者の活躍が不可欠であり、スポーツ・芸術活動などにより高齢者の元気を醸成し、地域活動を支える人材の育成を図り、自主的な高齢者のグループ活動や社会参加活動を通じて、生活の質の向上を追求できるような環境づくりを目指します。

また、老人クラブの活動支援やいきいきファンド事業などにより、自主的な元

気高齢者グループの活動を活性化し、高齢者が中心となって活躍する新たな共助の仕組みづくりに取り組めます。

### ⑤権利擁護の推進

認知症高齢者など、判断能力が十分でない人が、地域で安心して暮らせるよう福祉サービス利用の手続きや通帳の預かり、代金の支払いなどを代行する「日常生活自立支援事業」を実施しています。各市町村に支援を行う生活支援員を置くとともに、県内9市町の基幹的福祉協議会に支援の調整等を担当する専門員を

### (3) 高齢者の尊厳を支えるケアの推進（地域包括ケアの推進）

①市町村における地域包括ケアシステムの構築を推進するために、高齢化の現状や地域包括ケアの必要性等について県民に対する啓発に取り組む。

②市町村が地域包括ケアシステムについて、地域の実情に応じた住民への説明や施策の企画立案が行えるよう、優良事例の紹介、地域分析に資するデータ提供などの支援に取り組む。

③島根県地域包括支援センター連絡会と連携して、各市町村に設置されている地域包括支援センターの職員の資質向上のための研修を実施するなど、地域包括支援センターの機能強化に取り組む。

### (4) 新たな共助の仕組みづくりの推進（社会参加の推進）

①高齢者が年齢にとらわれることなく、自立し現役として活躍できる社会を実現するために、老人クラブ活動の支援、シルバー人材センター事業の支援など、高齢者の社会参加活動を推進。

②地域活動の担い手となる人材の育成を図るためシマネスクくにびき学園の運営を支援。

③高齢化が進む本県では、元気な高齢者が地域活動の担い手として期待されており、社会福祉協議会等との連携のもと、高齢者を含めた地域住民が主体となる支え合い活動を推進する。

### (5) 権利擁護の推進

①認知症高齢者など、判断能力が十分でない人が地域で安心して暮らせるよう日常生活支援事業の利用促進に取り組む。

②虐待防止や早期発見・早期対応のための関係機関のネットワークの構築など、高齢者虐待の未然防止・早期対応体制の充実、成年後見制度の利用促進に

配置し、さらに、県社会福祉協議会のバックアップにより、この取組を推進しています。

「日常生活自立支援事業」における相談や契約件数は、累増しており、権利を擁護する社会的な支援制度として、引き続き定着と普及に取り組めます。

また、高齢化が進む中で、財産等に関する法律行為が代行できるよう、家庭裁判所の審判による「\*成年後見制度」の利用も重要であり、地域福祉を担う市町村社会福祉協議会が、本人の生活・医療・健康に関する手続の代行などの身上監護も含めた観点で、法人として後見にあたる取組を強化していきます。

#### 4. 障害のある人

##### (1) 現状と課題

障害のある人が、住み慣れた地域社会の中で自立して生活するとともに、社会に参加し、障害のない人と同等の活動ができる社会を実現するためには、在宅サービスの充実や「\*バリアフリー」の促進など、多くの取り組むべき課題があります。

国においては、「障害者基本法」をはじめ、「障害者自立支援法」などにに基づき、各種障害者施策が講じられています。2003（平成15）年には、計画期間を2003（平成15）年から2012（平成24）年までの10年間とする「新障害者計画」及び、その計画の「重点施策実施5か年計画（新障害者プラン）」（2003～2007）が策定され、障害のある人の生活全般にわたる施策が総合的に行われています。

また、2004（平成16）年の「障害者基本法」の改正により、法の基本的理念に障害を理由とする差別の禁止等が初めて明示されました。2007（平成19）年に内閣府が行った「障害者に関する世論調査」において、法の改正の周知度及び障害を理由とする差別や偏見の有無について調査を実施したところ、周知については過半数に届かず、また、約8割以上の人々が「障害を理由とする差別や偏見がある」と回答しています。

障害を理由とする差別や偏見をなくしていくためには、障害のある人一人ひと

り取り組む。

③高齢者を狙う悪質商法に関する高齢者等への情報提供など関係機関と連携し、高齢者の消費者被害の防止に取り組む。

#### 4. 障がいのある人

##### (1) 現状と課題

(1) 国連は、2006年（平成18年）に障がい者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障がい者固有の尊厳の促進を尊重することを目的として、障がい者の権利実現のための措置等について定めた「障害者の権利に関する条約」（以下「障害者権利条約」という。）を採択。

(2) 国は、2007年（平成19年）に「障害者権利条約」に署名し、2014年（平成26年）に批准。2011年（平成23年）「障害者基本法」を改正し、「全ての国民が障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現すること、障がい者の定義を「障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態」にある人とし、更には「障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない」と規定。2011年（平成23年）に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「障害者虐待防止法」という。）、2012年（平成24年）に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）が成立、2013年（平成25年）に「障害を理由とす

りが基本的人権の権利主体であることを理解し、障害のある人自身の声に耳を傾け、時間をかけて障害や障害のある人に対する理解と認識を深めていくことが何よりも重要であり、今後とも、「障害者週間」等の機会を捉え、一層、啓発を進めていくことが必要です。

## (2) 施策の基本的方向

障害のある人もない人も共に支え合う地域社会の中で、県民誰もが住みたい地域で安心して暮らすことができ、自分らしい生活をするのできる社会を創ることを基本理念として、2003（平成15）年に策定した「島根県障害者計画（島根はつらっプラン）（2003～2012）年」及び2006（平成18）年に策定した、その実施計画である「島根県障害福祉計画」に基づき、国や市町村と連携を図りながら、障害者施策を推進しているところです。

また、1998（平成10）年に高齢者や障害のある人等が暮らしやすいまちを、すべての人が暮らしやすいまちであるとの認識に立ち、高齢者や障害のある人等の行動を妨げている様々な障壁を取り除くことを目的として、「島根県ひとにやさしいまちづくり条例」を制定し、施策を推進しています。2006（平成18）年には、国において、高齢者や障害のある人等の日常生活及び社会生活における移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図り、公共の福祉の増進に資

る差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」という。）の成立及び「障害者の雇用の促進等に関する法律」（以下「障害者雇用促進法」という。）を改正し、障がい者制度を充実。2013年（平成25年）には、それらの障がい者制度の充実を踏まえ「地域社会における共生等」「差別の禁止」「国際的協調」を基本原則とした計画期間を2013年（平成25年）から2017年（平成29年）までの5年間とする「第3次障害者基本計画」を策定。

- (3) 2017年（平成29年）に内閣府が行った「障害者に関する世論調査」において、約8割の人が「障害者権利条約」や「障害者差別解消法」を知らないと回答。また、8割以上の人が「障害を理由とする差別や偏見がある」と回答。
- (4) 障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共に生きる社会の実現のためには、日常生活や社会生活における障がい者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会における様々な障壁を取り除くことが重要であることから、障がいを理由とする差別の解消に向けた取組や、障がいに対する正しい理解を深めるため普及、啓発活動を引き続き進めていくことが必要。

## (2) 施策の基本的方向

障がいのある人が、基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができ、障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共に生きる社会（共生社会）の実現を目指すことを基本理念として2018年（平成30年）に策定した「島根県障がい者基本計画（2018～2023）年」に基づき、国や市町村、関係機関と連携を図りながら、障がい者施策を推進する。

することを目的として、「高齢者、身体障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（新バリアフリー法）」が制定され、バリアフリーの一層の推進が図られることとなりました。今後も、障害のある人等に対する理解と認識が深まるよう教育・啓発を推進します。

さらに、障害のある人が地域において、自立した生活ができるよう障害のある人の雇用を促進して、職業の安定を図るための取組を推進します。

#### ①「ノーマライゼーション」の理念の普及啓発

「障害者週間」、「人権週間」及び「精神保健福祉普及運動」を中心に、障害のある人や関係団体、市町村等と連携して、「心の輪を広げる体験作文・障害者週間の日のポスター」募集などの啓発事業や公共施設の利用料の減免などを実施し、障害のある人との交流を進めるとともに、障害及び障害のある人に対する正しい理解を深め、「\*ノーマライゼーション」の理念や誰もが相互に人格と個性を尊重し、支え合う「共生社会」の理念の一層の定着を図ります。

また、県広報誌やマスメディアを活用した啓発・広報活動を積極的に推進します。

#### ②障害のある人の理解を深めるための福祉教育の推進

小学校・中学校・高等学校・特別支援学校において、障害のある子どもたちと障害のない子どもたちとの交流及び共同学習を進めるとともに、ボランティア活動など福祉教育を実施し、障害のある人等に対する理解を深めます。

また、各学校においては、教職員自身が福祉教育に関心や理解を持ち、子どもたちを指導するとともに、自らも福祉活動に参加し、体験するための福祉教育推進体制を整備するほか、教職員の福祉教育に関する研修プログラムの企画・実施などに努めます。

#### (1) 障がい理由とする差別の解消の推進

①障害者差別解消法の趣旨・目的等について、幅広く県民や事業者の理解を深めるため、関係機関や各種団体と連携しながら、各種の広報・啓発活動を実施する。

②障がい者に対する差別を防止し、その被害からの救済を図るため、差別的事案へ適切に対応するための相談体制の充実に取り組みるとともに、その利用の促進を図る。

#### (2) 障がいに対する理解の促進

①広報誌やテレビ等様々な県の広報媒体をはじめ、市町村、民間団体や報道機関と連携した啓発・広報活動を展開し、社会的障壁を取り除くために県民一人ひとりが障がいや障がい者について理解を深めることができるよう啓発活動を推進する。

②「あいサポート運動」を推進し、県民一人ひとりが障がいの特性や必要な配慮への理解を深めることにより、具体的な行動につながるよう取り組む。

#### (3) 特別支援教育の推進

①障がいのある児童生徒の自立と主体的な社会参加の実現に向け、児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた支援を行い、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築を図る。

### ③障害のある人の地域での自立生活の支援

障害のある人が、地域において人権や個性を尊重され、安心して自立した日常生活や社会生活を営むことができるように、障害者相談支援事業をはじめとした相談体制の整備を図るとともに、「障害者自立支援法」に基づいた各種障害福祉サービスや地域生活支援事業の充実を図ります。

また、障害のある人の就労の促進を図るため、障害者就労移行支援事業所や障害者就業・生活支援センターを中心に、就労支援のための取組を着実にを行うとともに、労働、福祉、教育等の関係団体による連携組織を設置し、各分野が一体となった取組を推進します。

さらに、障害のある人の雇用を促進して職業の安定を図るため、「障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）」において、障害者雇用率制度が設けられ、事業主に一定数以上の身体障害者又は知的障害者を雇用することが義務付けられており、関係機関と連携して事業主や県民の理解と協力を推進するとともに、障害者委託訓練など障害のある人の就業促進に向けた多様な職業訓練を実施します。

### (4) 障がいのある人の理解を深めるための福祉教育の推進

①小学校・中学校・高等学校において、障がいのある子どもたちとの交流及び共同学習を進めるとともに、ボランティア活動など福祉教育を実施し、障がいのある人等に対する理解を深める。

②各学校においては、教職員自身が福祉教育に関心や理解を持ち、子どもたちを指導するとともに、自らも福祉活動に参加し、体験するための福祉教育推進体制を整備するほか、教職員の福祉教育に関する研修プログラムの企画・実施などに努める。

### (5) 地域生活の充実

①障がいのある人が、障がいの種別や状態に関わらず、住みたい地域で自立した生活を営むことができるように障害福祉サービス提供体制の整備を図る。

### (6) 就労支援の取組

①障がいのある人の就労の促進を図るため、就労移行支援事業所や障がい者就業・生活支援センターを中心に、就労支援のための取組を着実にを行うとともに、労働、福祉、教育等の関係団体が連携し、各分野が一体となった取組を推進する。

②障がいのある人の雇用を促進して職業の安定を図るため、「障害者雇用促進法」において、障害者雇用率制度が設けられ、事業主に一定数以上の身体障がい者、知的障がい者又は、精神障がい者を雇用することが義務付けられており、関係機関と連携して事業主や県民の理解と協力を推進するとともに、障がい者委託訓練など障がいのある人の就業促進に向けた多様な職業訓練を実施する。

### (7) ひとにやさしいまちづくりの総合的な推進

①ひとにやさしいまちづくり条例の趣旨・目的等について普及・啓発を図るとともに、障がい者等の多様なニーズに対応できるよう、障がい者の意見やユニバーサルデザインの概念を反映した「ひとにやさしいまちづくり」を、関係機関や各種団体と連携して推進する。

#### ④権利擁護の推進

知的障害者や精神障害者など、判断能力が十分でない人が、地域で安心して暮らせるよう福祉サービス利用の手続きや通帳の預かり、代金の支払いなどを代行する「日常生活自立支援事業」を実施しています。各市町村に支援を行う生活支援員を置くとともに、県内9市町の基幹的社会福祉協議会に支援の調整等を担当する専門員を配置し、さらに、県社会福祉協議会のバックアップにより、この取組を推進しています。

「日常生活自立支援事業」における相談や契約件数は、累増しており、権利を擁護する社会的な支援制度として、引き続き定着と普及に取り組みます。

また、財産等に関する法律行為が代行できるよう、家庭裁判所の審判による「\*成年後見制度」の利用も重要であり、地域福祉を担う市町村社会福祉協議会が、本人の生活・医療・健康に関する手続の代行などの身上監護も含めた観点で、法人として後見にあたる取組を強化していきます。

### 5. 同和問題

#### (1) 現状と課題

1965(昭和40)年の「同和对策審議会答申」は、「同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権に関わる課題」と位置付け、「その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である」との基本認識を示しました。そして、「現代社会においても、なお著しく基本的人権を侵害され、特に、近代社会の原理として何人にも保障されている市民的権利と自由を完全に保障されていないという、もっとも深刻にして重大な社会問題である。」と述べています。

この答申を踏まえ、同和問題の早期解決に向けて、1969(昭和44)年に「同和对策事業特別措置法」が施行されて以来、33年間に3度にわたり制定された「特別措置法」に基づき、国、地方公共団体が一体となって、生活環境の改善、社会

#### (8)権利擁護のための施策の充実

①「障害者虐待防止法」に基づき、障がい者虐待の防止、早期発見及びその後の支援に向けた取組を強化する。

②知的障がい者や精神障がい者など、判断能力が十分でない人が、地域で安心して暮らせるよう福祉サービス利用の手続きや通帳の預かり、代金の支払いなどを代行する「日常生活自立支援事業」を実施している。各市町村に支援を行う生活支援員を置くとともに、市町村社会福祉協議会に支援の調整等を担当する専門員を配置し、さらに、県社会福祉協議会のバックアップにより、この取組を推進する。

③財産等に関する法律行為が代行できるよう、家庭裁判所の審判による成年後見制度の利用も重要であり、地域福祉を担う市町村社会福祉協議会が、本人の生活・医療・健康に関する手続の代行などの身上監護も含めた観点で、法人として後見にあたる取組を強化する。

### 5. 同和問題

#### (1) 現状と課題

(1) 1965年(昭和40)年の「同和对策審議会答申」は、「同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題」と位置付け、「その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である」との基本認識を示した。そして、「何人にも保障されている市民的権利と自由を完全に保障されていないという、もっとも深刻にして重大な社会問題である。」と述べている。

(2) この答申を踏まえ、同和問題の早期解決に向けて、1969年(昭和44)年に「同和对策事業特別措置法」が施行。以来、33年間に3度にわたり制定された「特別措置法」に基づき、国、地方公共団体が一体となって、生活環境の改善、教育の充実、人権擁護活動の強化などの施策を実施し、2002年(平成14)年3月末の

福祉の増進、産業の振興、職業の安定、教育の充実、人権擁護活動の強化などの施策が実施されてきました。

島根県においても、これまで同和問題の解決を県政の重要課題として位置付け、差別意識を解消するための教育・啓発活動の推進をはじめ、同和地区における教育の充実、雇用の促進、経営の安定、生活環境の改善などの対策を積極的に推進してきました。

また、1994（平成6）年には、「島根県同和対策推進計画」を策定し、心理的差別の解消、人権意識の高揚に努めるとともに、同和地区における経済力の向上、住民の生活の安定及び福祉の向上を図り、差別のない明るい社会の実現に努めてきたところです。

こうした取組と地区住民の自主的な努力により、生活環境の改善をはじめとする物的な基盤整備は概ね完了するなど、着実に成果を上げ、様々な面で存在していた較差は大きく改善されました。また、県民の同和問題に対する理解と認識も深まり、全般的には、着実に進展を見ているところです。

このように、「特別措置法」に基づく特別対策は、概ねその目的が達成できる状況となったことから、2002（平成14）年3月末をもって終了し、残された課題については、一般対策により対応することになりました。

しかし、1999（平成11）年の国の「人権擁護推進審議会答申」において、同和問題に関する国民の差別意識は、「着実に解消に向けて進んでいるが、結婚問題を中心に、地域により程度の差はあるものの依然として根深く存在している」と述べられており、心理的差別の解消については、今なお、十分とはいえない状況にあります。

県が実施した「人権問題に関する県民意識調査（2004（平成16）年）」における結婚に関する調査では、「仮にあなたのお子さんの結婚しようとする相手が、同和地区の人であるとわかった場合、あなたはどうしますか」の質問に対して、条件付きを含め「結婚を認めない」が8.0%、「親としては反対するが、子どもの意志が強ければ仕方がない」が38.5%となっており、46.5%の人が反対の意思を示しています。1999（平成11）年の前回調査（51.1%）と比べれば下回っているものの、未だに結婚問題について、差別意識が社会の中に根深く存在していることが認められます。

終了後も、残された課題については、一般対策により対応してきた。

- (3) 島根県においても、これまで同和問題の解決を県政の重要課題として位置付け、差別意識を解消するための教育・啓発活動の推進をはじめ、同和地区における教育の充実、生活環境の改善などの対策を積極的に推進してきた。
- (4) 1994年（平成6年）には、「島根県同和対策推進計画」を策定し、心理的差別の解消、人権意識の高揚に努めるとともに、同和地区における経済力の向上、住民の生活の安定などを図り、差別のない明るい社会の実現に努めてきた。こうした取組と地区住民の自主的な努力により、生活環境の改善をはじめとする物的な基盤整備は概ね完了するなど着実に成果を上げ、様々な面で存在していた較差は大きく改善され、また県民の同和問題に対する理解と認識も深まりつつある。
- (5) しかしながら、依然として人々の心の中には、偏見や差別意識が根深く存在し、それが社会生活の様々な場面で表出しており、心理的差別の解消に向けては、今なお多くの課題が残されている。
- (6) 県が2016年（平成28年）9月に実施した「人権問題県民意識調査」においても、未だに結婚問題について差別意識が社会の中に根深く存在していることが認められる。また同和問題の解決に向けて努力すべきだとする人の割合が減少し、成り行きに任せるとする人の割合が増加しており、この問題に関する関心も薄れつつあると思われる。また、教育や就労、産業面においても課題が残るとともに、採用選考時における身元調査とも考えられる問題事象や、同和問題を口実に不法、不当な行為や要求を行ういわゆる「えせ同和行為」などの同和問題の解決を阻害する問題も引き続き発生。  
さらに、全国的にはインターネットを悪用した差別事象の深刻化や、身元調査や土地の問い合わせなど、今なお差別事象は後を絶たない状況にある。

また、教育や就労、産業面においても解決しなければいけない課題が残されています。

一方、採用選考時において、家庭環境、親の職業等を聴取するなど、身元調査とも考えられる問題事象や同和問題を口実に不法、不当な行為や要求を行う、いわゆる「えせ同和行為」などの同和問題の解決を阻害する問題も発生しています。

さらに、近年、インターネットを悪用した差別事象や行政書士による戸籍謄本の不正取得など、新たな問題も全国的に起こっており、今なお、差別事象は後を絶たない状況にあります。

こうしたことから、今後も、同和問題に対する県民の正しい理解と認識を深め、問題解決への主体的な取組を促進するため、教育・啓発を中心として取り組んでいく必要があります。

なお、今回の基本方針の改定にあたり、「島根県同和対策推進計画」を廃止し、同和問題解決のための基本的な考え方については、この基本方針に盛り込みました。

## (2) 施策の基本的方向

「特別措置法」に基づく特別対策は、2002（平成14）年3月末をもって終了しましたが、法の失効が同和問題解決に向けての取組の終結を意味するものではなく、今後も、必要な事業については、地域の実情や事業の必要性に応じ、これまでの施策の成果が損なわれることのないよう一般対策を有効かつ適切に活用し推進していきます。

また、今後の同和問題に関する差別意識の解消にあたっては、1996（平成8）年の「地域改善対策協議会意見具申」を尊重し、同和問題を人権問題の重要な柱として捉え、固有の経緯等を十分認識しつつ、これまでの同和教育や啓発の中で積み上げられてきた取組の成果と、これまでの手法への評価や研究の成果を踏まえ、民間団体等と連携を図り、なお一層、効果的な教育・啓発などを積極的に推進します。

## (2) 施策の基本的方向

「部落差別の解消の推進に関する法律」の趣旨を踏まえ、相談体制の充実を図るとともに、引き続き民間団体等と連携を図り、より一層効果的な教育及び啓発を積極的に推進するなど、地域の実情に応じた部落差別の解消（同和問題の解決）に関する施策を実施する。また同和問題に関する正しい知識を得ることができ、その解決に向けた自主的な取り組みを促すことができるような研修に取り組む。また今後も必要な事業については、地域の実情や事業の必要性に応じ、これまでの施策の成果が損なわれることのないよう、一般対策を有効かつ適切に活用し推進する。

### ①差別意識解消に向けた教育・啓発の推進

学校教育においては、まず教職員自身が同和問題の解決を自らの課題として捉え、全教育活動を通じて、子どもの人権意識を高め、差別をなくす実践力を培います。

社会教育においては、同和問題についての正しい理解を深め、自らの課題として、差別意識の解消に取り組むことができるように、学習内容や方法等の創意工夫を図ります。課題解決に向けて、学校や家庭、地域社会が一体となった取組になるように、さらに、連携を図りながら教育・啓発を進めていきます。

また、「差別をなくす強調月間（7月12日～8月11日）」において、同和問題解決のための啓発広報を集中的に実施するなど、マスメディアを活用した各種啓発や講演会等の開催、各種啓発資料の作成など、全県的かつ集中的な啓発活動を行います。

これらの教育・啓発にあたっては、今までに蓄積されてきた成果への評価を行うとともに、啓発内容や手法に一層の創意工夫を加え、また、ワークショップなどの参加体験型の研修形態を積極的に行うなど、自らの課題として捉えることができるような教育・啓発を推進します。

### ②就労問題への取組

就職の機会均等を確保し、雇用を促進して職業の安定を図ることは、同和問題解決のための重要課題の一つです。

就職に関する差別をなくすため、島根労働局など、関係機関と連携し、企業や団体等に対して、公正な採用選考を阻害する身元調査、面接時における本籍や家族の職業等についての不適切な質問及び書類要請など、就職差別につながる行為をしないよう啓発に努めるとともに、就職困難者等の積極的な採用について、事業主の理解と協力を求めています。

### (1) 差別意識解消に向けた教育・啓発の推進

①学校教育においては、「人権教育指導資料第2集」に基づき、一人一人の学びを保障し、将来を切り拓いていく力を育む教育活動の充実に引き続き努める。また教職員に対しては同和問題の正しい認識を深めるとともに、同和教育の成果である「進路保障」の理念に基づいた取組の手法をすべての教育活動の場面において生かすことができるよう引き続き取り組む。

②社会教育においては、同和問題についての正しい理解を深め、自らの課題として差別意識の解消に主体的に取り組むことが出来るように、学習内容や方法等の創意工夫に引き続き努めるとともに、地域の実態と課題を的確に把握し、行政、学校、団体、企業、住民等が一体となった地域ぐるみの人権・同和教育をより一層効果的に推進する。

③啓発においては「差別をなくす強調月間（7月12日～8月11日）」を中心に、マスメディアを活用した差別意識の解消に向けた各種啓発広報を行うとともに、県内各地において啓発イベントの開催、各種啓発資料の作成など、全県的かつ集中的な啓発活動を引き続き実施。

④これらの実施に当たっては内容や手法に一層の創意工夫を加え、またフィールドワークなどの参加体験型の研修形態を積極的に行うなど、自らの課題として捉えることができるようなものとなるよう引き続き取り組む。

### (2) 就労問題への取組

①就職の機会均等を確保し、雇用を促進して職業の安定を図ることは、同和問題解決のための重要課題の一つ。就職に関する差別をなくすため、島根労働局など関係機関と連携し、企業や団体等に対して、公正な採用選考を阻害する身元調査、面接時における本籍や家族の職業等についての不適切な質問及び書類要請など就職差別につながる行為をしないよう引き続き啓発に努める。

②県や民間の教育訓練機関での職業訓練や、若年者から中高年齢者に対する就労支援に引き続き取り組む。

③進路保障・就学援助への取組

教育と就職の機会均等を完全に保障し、生活の安定と地位の向上を図ることは、同和問題解決のための中心的課題です。

子どもが、高等学校、大学への進学や就労などの選択において、希望する進路に進めるようにするため、一人ひとりの実態を把握し、自らの進路をたくましく切り拓いていこうとする態度や能力を身に付けていくよう学力の向上と進路保障の取組を推進します。

また、就学援助のための迅速な情報提供に努め、奨学資金をはじめ、各種制度の周知と活用を促します。

④生活環境への取組

これまでの取組により、住宅や道路など、生活の根幹に関わる環境整備については、様々な面で存在していた較差は大きく改善されてきました。

今後は、すべての人が住み慣れた地域で、また、安全な生活環境で安心して暮らせることが大切であることから、定住の促進や高齢社会への対応、安全で安心な住まいなどの人権が尊重されるまちづくりに対して支援を行います。

また、事業の実施にあたっては、地域の実情や事業の必要性を的確に把握の上、事業を推進していきます。

⑤産業振興への取組

産業振興を図り、地域住民の経済的水準の向上につなげていくことは、同和問題の根本的解決を図るための課題の一つです。

今後、商工業の振興を図るため、個別企業の経営指導、融資制度の利用促進、技術向上のための研修、起業や新規事業進出への支援などを行います。

また、農林水産業を振興するため、生産基盤及び加工流通施設等の整備を推進するとともに、営農指導活動を展開します。

⑥隣保館活動への支援及び相談機能の充実

隣保館は、地域住民の生活実態やニーズに応じて、生活支援や自立促進などを総合的に実施することにより、同和問題の早期解決を図るための地域活動の拠

(3) 就学援助への取組

①「人権教育指導資料第2集」に基づき、児童生徒が、高等学校や大学等への進学や就労などの選択において希望する進路に進めるようにするため、一人ひとりの実態を把握し、児童生徒の学習意欲を高め、自らの進路をたくましく切り拓いていこうとする態度を育む教育活動を推進する。

②就学援助のための迅速な情報提供に努め、奨学資金をはじめ各種制度の周知と活用を促します。

(4) 生活環境への取組

①地域の実情や事業の必要性を的確に把握し、すべての人が住み慣れた地域で、また、安全な生活環境で安心して暮らすことができる人権が尊重されるまちづくりに対して支援を実施。

(5) 産業振興への取組

①産業振興を図り、地域住民の経済的水準の向上につなげていくことは、同和問題の根本的解決を図るための課題の一つであり、今後も地域の実情に応じた必要な支援を、市町村や関係機関と連携し実施。

(6) 隣保館活動への支援及び相談機能の充実

①今後も、隣保館が福祉の向上や人権教育・啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、地域住民のニーズを的確に把握の上、その生

点として設置されました。

その結果、周辺地域を含めた地域社会全体の中で、啓発活動や相談活動、教養文化活動を通じて、地域住民の社会的・経済的・文化的向上と同和問題の解決に取り組み、同和問題に関する正しい理解と認識が深まるなど、一定の成果を上げてきました。

今後も、隣保館が福祉の向上や人権教育・啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、地域住民のニーズを的確に把握の上、その生活課題に応じて、各種相談事業、地域福祉事業、啓発及び広報活動、交流促進事業など、その他広範な事業を総合的に推進できるよう支援します。

また、隣保館が設置されていない地域においては、社会教育施設である公民館などを活用した広域隣保活動事業などにより、生活上の各種相談事業等を通じて、地域住民の生活課題等を的確に把握し、適切に各種事業が推進できるよう支援します。

#### ⑦「えせ同和行為」の排除

「えせ同和行為」は、「同和問題はこわい問題であり、避けた方がよい」という人々の誤った意識に乗じ、同和問題を口実にして、企業・官公署などに不当な要求を行うことをいいます。

このような行為は、同和問題に対する誤った意識を植え付けるなど、これまで積み重ねてきた同和問題についての教育・啓発効果を一挙に覆し、同和問題の解決に真剣に取り組んでいる人々や同和関係者に対するイメージを著しく損ねるものであり、同和問題解決の大きな阻害要因となっています。

「えせ同和行為」に対処するには、何よりも誰もが同和問題を正しく理解することが重要です。

このため、県民への啓発に努めるとともに、こうした行為の排除にあたっては、松江地方法務局や警察など、関係機関と緊密な連携を保ち、より一層、その取組の強化を図ります。

活課題に応じて、各種相談事業、地域福祉事業、啓発及び広報活動、交流促進事業など、その他広範な事業を総合的に推進できるよう支援します。特に「生活困窮者自立支援法」や「部落差別解消推進法」の趣旨を踏まえ、相談体制の充実のための職員研修や関係機関とのより一層の連携に引き続き取り組む。

②隣保館が設置されていない地域においては、社会教育施設である公民館などを活用した広域隣保活動事業などにより、生活上の各種相談事業等を通じて地域住民の生活課題等を的確に把握し、適切に各種事業が推進できるよう引き続き支援。

#### (7) えせ同和行為の排除

①えせ同和行為は、「同和問題はこわい問題であり、避けた方がよい」という人々の誤った意識に乗じ、同和問題を口実にして、企業・官公署などに不当な要求を行うことをいう。このような行為は、同和問題に対する誤った意識を植え付けるなど、これまで積み重ねてきた同和問題についての教育・啓発効果を一挙に覆し、同和問題の解決に真剣に取り組んでいる人々や同和関係者に対するイメージを著しく損ねるものであり同和問題解決の大きな阻害要因となっている。

②えせ同和行為に対処するには、何よりも誰もが同和問題を正しく理解することが重要。このため県民への啓発に努めるとともに、こうした行為の排除に当たっては、松江地方法務局や警察など関係機関と緊密な連携を保ち、より一層その取組の強化を図る。

## 6. 外国人

### (1) 現状と課題

県では、1989(平成元)年に「国際交流」と「国際協力」を推進するために韓国慶尚北道と姉妹提携して以降、ロシア沿海地方、中国寧夏回族自治区、吉林省とも友好提携等を行い、学術、文化、経済、農業、環境などの分野で交流は協力へと広がってきています。また、学校や市民団体等によるいわゆる草の根交流も増えています。

1980(昭和55)年代以降、経済活動のグローバル化や1990(平成2)年の「出入国管理及び難民認定法(入管法)」の改正により、我が国で生活する外国人住民は年々増加しています。

島根県における外国人登録者数も年々増加する傾向にあり、1990(平成2)年12月末には2,000人だったものが、2007(平成19)年12月末には6,189人と3倍以上になっています。また、社会情勢の変化に伴い、外国人住民の国籍別割合も変化があり、1990(平成2)年12月末には韓国・朝鮮67%、フィリピン14%、中国10%、その他9%だったものが、2007(平成19)年12月末には中国40%、ブラジル21%、韓国・朝鮮14%、フィリピン14%、その他7%となっています。これは全国の傾向と概ね同様な変化です。今までの「国際交流」・「国際協力」に加え、外国人住民も地域社会の構成員として、共に生きていく多文化共生社会づくりの推進が求められています。

そのような状況の中、総務省による「多文化共生の推進に関する研究会報告書」(2006(平成18)・2007(平成19)年)では、外国人住民を取り巻く課題として、住居や仕事を探す外国人住民に対する差別や、日本語を理解できないことで情報や知識が不足し、行政サービスを含む様々なサービスを受けることができないなどの課題があることを指摘しています。また、県においても、2000(平成12)年及び2005(平成17)年に県内在住外国人の実態調査を行い、全国と同様な課題があると認識しています。

## 6. 外国人

### (1) 現状と課題

(1)1989(平成元)年に「国際交流」と「国際協力」を推進するために韓国慶尚北道と姉妹提携して以降、ロシア沿海地方、中国寧夏回族自治区、吉林省とも友好提携等を行い、学術、文化、経済、農業、環境などの分野で交流は協力へと拡大。学校や市民団体等によるいわゆる草の根交流が増加。

(2)県内の外国人住民は近年一時的な減少が見られたが、ここ数年増加傾向。2017(平成29)年末の外国人住民数は7,689人で県人口の1%、市町村によっては3%を超える。

(3)2011(平成23)年に外国人住民を対象として実施した「島根県在住外国人実態調査」では、

- ・職場での待遇、上司や同僚の態度や言葉による人権侵害
  - ・日本語を理解できないことで情報や知識が不足し、行政サービスを含む様々なサービスを受けることができない
  - ・防災や災害に対する不安、子どもの学校生活、進学に対する不安
- などが引き続きの課題。

(4)外国人住民の増加、多国籍化、在留期間の長期化等に伴い、相談内容が複雑、深刻化。関係機関との連携による相談体制の一層の充実が必要。

(5)特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的な言動(ヘイトスピーチ)が社会的な問題となり、2015(平成28)年には「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(以下「ヘイトスピーチ解消法」)が施行。

(6)外国人住民が増加している中、言語、文化、生活慣習の違いからくる誤解や偏見などを解消し、全ての県民の人権が尊重され、相互の理解と協力のもと、地域社会の構成員として共に生きていく環境づくりが必要。

## (2) 施策の基本的方向

「国際交流」・「国際協力」の広がりや外国人住民の増加に伴い、他の国の人やその文化に接する機会も増えてきます。他の国の文化を自らの文化の価値観で一方的に評価するのではなく、それぞれの文化が独自に培ってきた価値観を認め合い、多様な文化を持つ人々が排除し合うことなく、同じ地域に暮らす住民として、「共に生きる」社会の構築、すなわち、「多文化共生社会」の構築に協力し合うことが求められています。

このため、外国人住民についての理解促進並びに外国人住民の自立及び社会参画の機会づくりを進めます。

### ①外国人住民への理解啓発の推進

県内の外国人住民の数は、年々増加してきており、その国籍も多様化してきています。

このような状況の中で、全ての住民が、安心して暮らせる「しまねづくり」を推進していくために、学校や家庭、職場、地域などにおいて、外国人住民に対する正しい理解を育み、差別や偏見の解消のための啓発に努めます。

### ②多文化共生社会づくりの推進

国籍に関わらず全ての県民が、共生できる多文化共生社会を推進するため、県内の在住外国人の実態調査を定期的を実施し、調査結果を諸施策に反映させます。

また、県内市町村や地域の民間交流団体と連携を深めるとともに、しまね国際センターとの連携による地域通訳ボランティアの養成など、多文化共生社会の実現を目指します。

### ③外国人のための労働環境の整備

外国人労働者がその能力を有効に発揮しながら就労できるよう、国と連携し各企業における適正な雇用・労働条件の確保と不法就労の防止に取り組みます。

## (2) 施策の基本的方向

外国人住民と日本人住民が、それぞれの文化や価値観を認め合い、同じ地域に暮らす住民として、共に生きていく社会「多文化共生社会」を構築する。

### (1)外国人住民への理解啓発の推進

①学校や家庭、職場、地域などにおいて、外国人住民に対する正しい理解を育み、偏見や差別の解消のための啓発に取り組む。

②ヘイトスピーチの根絶に向けて県民の意識啓発に取り組む。

### (2)外国人住民が暮らしやすい地域づくりの推進

①保健、医療、福祉などの行政情報の多言語化や外国人住民にも理解しやすい「やさしい日本語」の普及に取り組む。

②日本語教室の運営支援、しまね国際センターとの連携によるコミュニティ通訳ボランティアや災害時サポーターの養成などを推進。

③地域交流イベントなどを通じて外国人住民の地域参加を促進。

### (3)外国人のための労働環境の整備

①外国人労働者がその能力を有効に発揮しながら就労できるよう、国をはじめとした関係機関と連携し、各企業における適正な雇用・労働条件の確保と不法就労のための啓発に努める。

#### ④外国人のための相談体制の充実

県内在住外国人には、言語の問題や文化摩擦、話し相手の不足など、多くの悩みがあり、しまね国際センターにおいて、ボランティアとの連携も図りながら、相談体制を充実させ課題の解決に取り組みます。

### 7. 患者及び感染者等

#### (1) 現状と課題

国が策定した「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画には、ハンセン病、HIV（ヒト免疫不全ウイルス）感染者とエイズ患者に対する差別や偏見が重要課題の一つとして取り上げられています。

ハンセン病患者は、1996（平成8）年に「らい予防法」が廃止されるまで、療養所への強制隔離という基本的な考え方が継続されるなど、患者本人や家族、親族までが偏見を受けてきました。

また、HIV感染者等は、医療、福祉など、積極的に保護され支援されるべき人々ですが、医療の拒否、就職や入学の拒否、職場の解雇などの人権問題が指摘されています。

さらに、赤痢や腸管出血性大腸菌（O-157等）などの感染症患者も、偏見から生じるいじめや職場などに居づらくなるなどの人権問題が発生しており、今後、新たな感染症の発生による患者に対しても、同様な問題が起こることが危惧されます。

このほか、膠原病などの難病患者も、病気に対する理解の乏しさなどにより、心ない言葉をかけられたり、就労が困難であったり、療養環境が十分でないなど、社会生活の難しさが指摘されています。

#### (4) 外国人のための相談体制の充実

①多様化、複雑化する相談内容に対応するためボランティア、関係機関等と連携し相談体制を充実。

### 7. 患者及び感染者等

#### (1) 現状と課題

- (1) 国策定の「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画では、ハンセン病、HIV（ヒト免疫不全ウイルス）感染者、エイズ患者に対する偏見や差別を重要課題と位置付け。
- (2) ハンセン病については、1996（平成8）年患者の療養所への強制隔離を定めた「らい予防法」が廃止。2008（平成20）年ハンセン病への偏見や差別の解消、療養所の入所者や退所者の支援等を目的とした「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」の制定等により、社会のハンセン病に対する理解が進展。
- (4) しかし、偏見や差別は依然存在。多くの療養所の入所者やその退所者は、根深い偏見や差別によりいまだに故郷に帰ることもできない状況。
- (5) 県では島根県藤楓協会の活動（ハンセン病療養所入所者の里帰り、訪問・交流など）の支援、ハンセン病に関する正しい知識の普及啓発に努めた。一方、入所者の高齢化等に伴い社会のハンセン病に対する問題意識の希薄化を懸念。
- (6) HIVについても、中高生を対象とした出前講座、世界エイズデー（12月1日）に併せた街頭キャンペーンの実施等により正しい知識の普及啓発に努めた。
- (7) しかし、いまだ感染者等に対する偏見や差別が存在。ウイルス性肝炎などのその他の感染症についても同様の問題が存在。
- (8) さらに、膠原病などの難病患者も、病気に対する理解の乏しさなどにより、心ない言葉をかけられたり、就労の困難さ、療養環境の厳しさなど、社会生活の難しさが存在。2014（平成26）年に制定された「難病の患者に対する医療等に関する法律」では、国及び地方公共団体に難病に関する正しい知識の普及と難病患者の社

## (2) 施策の基本的方向

ハンセン病に対する社会の理解は、「らい予防法」が1996(平成8)年に廃止されて以来、大きく進みました。しかし、未だに、偏見や差別が残っている中で、2008(平成20)年に「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律(ハンセン病問題基本法)」が成立したことから、県としても、法の基本理念にのっとり、入所者等の福祉の増進を図るとともに、県民がハンセン病問題を通して、人権尊重の意識を高めることができるよう施策を推進します。

そして、感染症患者の人権を重視した「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症新法)」が2006(平成18)年に一部改正されました。県としても、この法律の趣旨に沿って、感染症等に関する正しい知識の普及等の広報活動を進めるなどの施策を推進します。

また、難病については、その多くが原因不明で治療法も確立されておらず、生涯にわたって治療が必要な中で、患者自らの意志で、その人らしい生活を送れるような支援が求められており、相談・支援体制の充実や難病に対する正しい知識の普及を図り、職場や地域で患者や家族を支える社会づくりに努めます。

### ①ハンセン病に関する正しい知識の普及・啓発の推進

ハンセン病療養所入所者の里帰りや訪問・交流などを事業とする島根県藤楓協会の活動を支援し、入所者の体験談などをひとりでも多くの県民に伝える活動に取り組むなど、あらゆる機会を通じて、ハンセン病に関する正しい知識の普及に努めます。

会参加の機会の確保、地域社会において尊厳を保持しつつ他の人々と共生する施策を講ずることを求めている。この法律の施行に伴い、56疾患から330疾患に拡大。

(9)今後も継続して、関係機関、団体等と連携し、患者及び感染者等に対する正しい知識の普及啓発、相談、支援体制の充実など人権が尊重される地域社会の実現に努めることが必要。

## (2) 施策の基本的方向

感染症の正しい知識の普及啓発を促進するとともに、相談、支援体制の充実を図り、患者及び感染者等の人権が尊重し、不当な偏見や差別を受けることなく安心して暮らせる地域社会づくりに努める。

### (1)ハンセン病に関する正しい知識の普及・啓発の推進

①島根県藤楓協会の活動を支援し、ハンセン病療養所入所者の里帰りや訪問事業を通じ、ハンセン病回復者の方々との交流を促進。

②あらゆる機会を通じて、ハンセン病に関する正しい知識の普及と県民の理解の促進に努める。

②H I V感染者等に対する差別・偏見是正のための教育・啓発の推進

小学校・中学校・高等学校・特別支援学校においては、エイズを予防する能力や態度を育てるとともに、エイズに対するいたずらな不安や偏見・差別を解消するため、人間尊重、男女平等の精神に基づくエイズ（性）教育を、家庭や地域と連携して推進します。

このほか、各保健所と県教育委員会が連携し、小学校・中学校・高等学校を訪問して、エイズについての正しい理解と認識を深める講座を開設します。

また、「エイズフォーラム」を開催し、県民に対して、エイズに対する正しい知識の普及を図るとともに、「世界エイズデー」（12月1日）にあわせてリーフレットなどを配布し、啓発に努めます。

③感染症に関する正しい知識の普及・啓発の推進

感染症に対する差別や偏見の解消のため、報道機関に協力を求めるなど、あらゆる機会を通じて、感染症に関する正しい知識の普及に努めます。

また、感染症の患者等を社会から切り離す視点ではなく、感染症の予防と患者等の人権尊重を両立させる観点から、患者個人の意志や人権を尊重し、入院の措置がとられた場合は、良質かつ適切な医療を提供し、早期に社会に復帰できるよう努めます。

④難病患者等への支援

難病患者及び家族に対する専門医療相談や就労相談、訪問相談などを実施するほか、患者家族の会のネットワークづくりなどの活動に対する支援を行います。

また、「難病フォーラム」等を地域の実情を踏まえて開催するとともに、患者家族を支える組織の育成やボランティアとの連携づくりを支援します。

⑤インフォームド・コンセントの普及

医師会等医療関係団体における研修の場や医療機関を対象とした「医療安全研修会」等の機会を利用して、インフォームド・コンセントの推進に関する啓発等に努めます。

(2)H I V感染者等に対する差別・偏見是正のための教育・啓発の推進

①あらゆる機会を通じて、エイズに対する正しい知識の普及と県民の理解の促進に努める。特に、青少年に対する普及啓発を重視し中学校、高等学校での教育、普及啓発に努める。

(3)感染症に関する正しい知識の普及・啓発の推進

①あらゆる機会を通じて、感染症に関する正しい知識の普及と県民の理解の促進に努める。

(4)難病患者等への支援

①難病患者の多様なニーズに対応するために、患者及び家族に対する専門医療相談や就労相談、訪問相談などを実施。患者家族の会のネットワークづくりなどを支援。

②「難病フォーラム」の開催など、難病患者に対する県民の理解を深めるとともに、患者家族を支える組織の育成やボランティアとの連携づくりを支援。

(5)インフォームド・コンセントの普及

①患者が同意の上で適切な医療を受けることができるようインフォームド・コンセントの普及啓発に努める。

②インフォームド・コンセントに関する苦情を島根県医療安全支援センター事業

インフォームド・コンセントに関する苦情については、島根県医療安全支援センター事業として医療対策課及び各保健所に設置している「医療安全相談窓口」において対応し、必要に応じて患者又は医療機関へ助言を行います。

## 8 犯罪被害者とその家族

### (1) 現状と課題

我が国では、1974(昭和49)年のいわゆる三菱重工ビル爆破事件がきっかけとなり、犯罪被害者等に対する公的経済支援制度の確立を求める声が高まったことを受け、1980(昭和55)年に「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律」が制定され、犯罪被害者等の精神的、経済的負担の緩和が図られるようになりました。

その後、様々な被害者支援の動きが活発化し、総合的な取組を求める犯罪被害者等の声に応えるために、犯罪被害者等の権利利益の保護が図られる社会の実現に向け、政治主導による基本法制定の動きが始まり、2004(平成16)年「犯罪被害者等基本法」が議員立法により成立、2005(平成17)年施行されました。

この法律では、犯罪被害者等のための施策に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体、国民の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等のための施策の基本となる事項が定められ、犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることが目的とされています。

また、政府は、「犯罪被害者等基本法」で定めることとされた、総合的かつ長期的に講ずべき犯罪被害者等のための施策の大綱となる「犯罪被害者等基本計画」を2005(平成17)年閣議決定しました。

この基本計画では、犯罪被害者等が直面する、生命、身体、財産上の直接的な被害、精神的ショック、医療費の負担、失職や転職を余儀なくされることによる経済的困窮、あるいは「\*PTSD(心的外傷後ストレス障害)」などの精神的被害を支援するため、258の具体的施策の推進を図ることとされています。県においても、このような動向を踏まえ、2006(平成18)年に施行した「島根県

として医療対策課及び各保健所に設置している「医療安全相談窓口」(島根県医療安全支援センター事業)において対応し、必要に応じて患者又は医療機関へ助言を行う。

## 8. 犯罪被害者とその家族

### (1) 現状と課題

- (1) 犯罪被害者とその家族(以下「犯罪被害者等」)は事件の直接的な被害だけではなく、医療費の負担や失職、転職などによる経済的困窮、捜査や裁判の過程における精神的、時間的負担、周囲の人々の無責任なうわさ話や報道機関の取材等による精神的被害等の二次的被害で苦悩。
- (2) 2004(平成16)年「犯罪被害者等基本法」が制定され、犯罪被害者等支援に対する基本理念や国、地方公共団体、国民の責務、犯罪被害者等のための施策の基本となる事項等が定められた。
- (3) 翌年、国は基本法の理念を具体化した「犯罪被害者等基本計画」を策定。犯罪被害者等が直面する、生命、身体、財産上の直接的な被害、医療費の負担、失職や転職を余儀なくされることによる経済的困窮、「PTSD(心的外傷後ストレス障害)」などの精神的被害を支援するための具体的施策の推進を明記。
- (4) その後、2011(平成23)年「第2次犯罪被害者等基本計画」、2016(平成28)年「第3次犯罪被害者等基本計画」が策定され、犯罪被害者等の権利利益の保護が図られた。
- (5) 県においても、このような動向を踏まえ、2006(平成18)年に施行した「島根県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例」及び「島根県犯罪のない安全で安心なまちづくり基本計画」において、犯罪被害者等支援の推進を図ることとし様々な支援を実施。
- (6) 2014(平成26)年公安委員会が一般社団法人 島根被害者サポートセンターを県内初の「犯罪被害者等早期援助団体」に指定され、2016(平成28)年4月に公益社団法人となった。県と警察では、同センターへの財政的支援、連携強化により被害

犯罪のない安全で安心なまちづくり条例」及び「島根県犯罪のない安全で安心なまちづくり基本計画」において、犯罪被害者等支援の推進を図ることとしています。

## (2) 施策の基本的方向

「犯罪被害者等基本法」により、犯罪被害者等への支援が、国、地方公共団体、国民の責務とされたことから、社会全体で犯罪被害者等を支援していくことが求められています。

県では、犯罪被害者等の視点に立ち、そのニーズに応えるため、「島根県犯罪のない安全で安心なまちづくり基本計画」に基づき、広報・啓発や相談窓口の設置、支援体制の整備に関し、関係課等との連携により次の施策を推進します。

### ① 広報・啓発の推進

社会全体で犯罪被害者等を支援していくという気運を醸成するため、関係機関と連携して、犯罪被害者等による講演会の開催や各種マスメディア等を活用した広報啓発活動を実施するなど、県民に対し、犯罪被害者等が置かれている状況を理解してもらう活動を展開します。

### ② 相談窓口の設置

犯罪被害者等からの相談については、総合的窓口としての「島根県犯罪被害者等支援総合窓口」や「警察総合相談電話」のほか、「性犯罪 110 番」、「ストーリーカー相談電話」、「ヤングテレホン」、「暴力団相談電話」、「女性相談交番」など、その内容に対応した各種相談窓口を設置しています。

こうした窓口の周知を図り、利用を呼びかけるとともに、迅速・的確な相談

者等支援体制の整備等の各施策に取り組んでいる。

- (7) 2015(平成 27)年には、島根県女性相談センター内に性犯罪被害者のワンストップ支援センター「たんぽぽ」を創設し、潜在化しやすい性犯罪被害者を支援。
- (8) しかし、犯罪被害者等の置かれた立場に対する理解が広く県民の中に浸透し、支援に対する十分な協力が得られているとはいえない状況。犯罪被害者等がその受けた被害から一日も早く心身ともに回復し、再び平穏な生活ができるように、犯罪被害者等を社会全体で支えていくことが必要。

## (2) 施策の基本的方向

「島根県犯罪のない安全で安心なまちづくり基本計画」(H28 年 3 月第 4 期改定)に基づき関係機関、団体等と連携し、経済的、精神的、さらに、医療、住宅、雇用など生活全般にわたる支援を被害直後から中長期にかけて、犯罪被害者等の視点に立ち、途切れなく実施できる体制の整備を推進する。

### (1) 広報・啓発の推進

- ① 「命の大切さを学ぶ教室」(犯罪被害者等への配慮や協力への意識の涵養を目的に中高生を対象に実施)等の犯罪被害者等による講演会の開催をはじめ、教育活動や各種広報、啓発活動を通じ犯罪被害者等が置かれている状況に対する県民の理解を深め、社会全体で犯罪被害者等を支援していく機運を醸成。

### (2) 相談窓口の設置と周知

- ① 犯罪被害者等からの相談については、総合的窓口としての「島根県犯罪被害者等支援総合窓口」「性犯罪 110 番」(性犯罪被害者相談電話(全国統一) #8103(ハートさん))、「ストーリーカー相談電話」、「ヤングテレホン」、「暴力団相談電話」、「性暴力被害者支援センター たんぽぽ」など各種相談窓口の周知と利用を促進。また、迅速・的確な相談対応を行うことにより犯罪被害者等

対応を行うことにより犯罪被害者等への支援に努めます。

### ③支援体制の整備

#### (ア) 犯罪被害者等への支援活動の推進

犯罪被害者等の様々な負担を軽減するため、捜査状況などの情報提供やカウンセリングなどの実施、犯罪被害者等給付金の支給や遺体搬送費等の公費負担、再被害防止のための非常通報装置の設置や貸出用携帯電話の整備による安全の確保などの各種施策を適切に推進します。

また、これらの施策の推進にあたっては、犯罪被害者等に最初に接することとなる警察職員が、捜査の過程において、犯罪被害者等に二次的被害を与えることのないように努めるほか、犯罪被害者等の心情を理解するため、警察職員に対する研修会や講演会等を開催します。

#### (イ) 関係機関・団体との連携強化

犯罪被害者等が、再び平穏な生活を取り戻すためには、被害直後から中・長期にわたって、そのニーズに応じた支援を途切れなく受けられることが重要です。

民間団体による相談受理や検察庁・裁判所等への付き添い等の直接的な支援や、同じような経験を持つ犯罪被害者等で構成する自助グループの支援活動は、きめ細かで迅速な対応を可能にするもので、途切れのない支援を行う上で欠くことのできないものであり、こうした民間被害者支援団体や自助グループへの支援に努めます。

また、犯罪被害者等の幅広いニーズに対応するため、県の機関、市町村、司法機関、民間団体等により組織している「島根県被害者支援連絡協議会」や県内全域で結成されている地域単位の「被害者支援地域ネットワーク」との連携を図り、犯罪被害者等の視点に立った支援を行います。

への支援に努める。

### (3) 支援体制の整備

#### (ア) 犯罪被害者等への支援活動の推進

①犯罪被害者等の経済的負担を軽減するため、犯罪被害者等給付金の支給や遺体搬送費等の公費負担、県営住宅への優先入居などの支援を実施。

②精神的負担については、カウンセリングの実施、貸出用携帯電話の整備等により軽減を図る。

③なお、これらの施策の推進にあたっては、犯罪被害者等に最初に接することとなる警察職員が、捜査の過程において、犯罪被害者等に二次的被害を与えることのないように努めるほか、犯罪被害者等の心情を理解するため、警察職員や市町村担当者等に対する研修会や講演会等を開催。

#### (イ) 関係機関・団体との連携強化

①公益社団法人島根被害者サポートセンターと連携し、電話・面接相談や法廷、病院、警察等への付き添い等の支援活動を推進。

②同じような経験を持つ犯罪被害者等で構成する自助グループの支援活動は、きめ細かで迅速な対応を可能にするもので、途切れのない支援を行う上で欠くことのできない存在であり、こうした自助グループへの支援に努める。

③県の機関、市町村、司法機関、民間団体等により組織している「島根県被害者支援連絡協議会」や県内全域で結成されている地域単位の「被害者支援地域ネットワーク」との連携を図り、犯罪被害者等の視点に立った支援を実施。

## 9. 刑を終えて出所した人等

### (1) 現状と課題

刑を終えて出所した人が、社会の一員として立ち直ろうとしていることに対し、誤った認識や偏見が更生を妨げ人権の侵害につながる場合があります。また、その家族の人権が侵害されることもあります。

このため、刑を終えて出所した人については、その被害者の立場にも配慮しながら、再び同じ地域社会の一員として円滑な社会復帰の促進を図ることが必要です。

こうした考えに立ち、「更生保護制度」が整備され、国家公務員である保護観察官をはじめ、民間の篤志家である保護司や協力事業主などが刑を終えて出所した人の社会復帰に向けた支援を行っています。

## 9. 刑を終えて出所した人等

### (1) 現状と課題

- (1) 刑を終えて出所した人が、社会の一員として立ち直ろうとする意欲がある場合であっても、社会に根強い偏見や差別意識があり、更生を妨げ人権の侵害につながる場合がある。また、その家族の人権が侵害されることもある。
- (2) このため、刑を終えて出所した人については、その被害者の立場にも配慮しながら、再び同じ地域社会の一員として円滑な社会復帰の促進を図ることが必要。
- (3) 2007(平成 19)年に「更生保護法」が制定され、保護観察における遵守事項の整理・充実や受刑者等の社会復帰のための生活環境の調整等が図られた。
- (4) 2008(平成 20)年「犯罪に強い社会の実現のための行動計画 2008」を国が策定。再犯防止対策の一環として刑務所出所者等の社会復帰の推進を図ることとした。
- (5) 2016(平成 28)年「再犯の防止等の推進に関する法律」を制定。再犯の防止等の観点から受刑者等の社会復帰のための施策を国、地方公共団体が進めることが定められた。
- (6) 県では、国の動きを受け、2009(平成 21)年「犯罪に強い社会の実現のための島根県民会議」を設置して「犯罪に強い社会の実現のための島根行動計画」を策定。再犯防止対策の一つに社会復帰の推進を位置付け、矯正施設、保護観察所をはじめ、民間の篤志家である保護司や協力事業主などと協力して社会復帰に向けた支援体制を推進。
- (7) また、2010(平成 22)年に島根県地域生活定着支援センターを設置(運営は島根県社会福祉協議会)し、高齢であり、又は障がい有することにより、矯正施設から退所した後、自立した生活を営むことが困難と認められる方に対して、保護観察所等と協働して、退所後直ちに福祉サービス等を利用できるようにするための支援を実施。
- (8) 刑を終えて出所した人や、その家族の人権が侵害されることのないよう差別や偏見の解消に向け、関係機関、関係団体と連携・協力して啓発に努め、温かく受け入れる地域社会づくりを推進することが必要。

## (2) 施策の基本的方向

刑を終えて出所した人が、社会の一員として円滑な社会復帰をするためには、社会全体の支援と県民一人ひとりの理解と協力が必要です。

このため、刑を終えて出所した人や、その家族の人権が侵害されることのないよう差別や偏見の解消に向け、関係機関、関係団体と連携・協力して啓発に努め、温かく受け入れる地域社会づくりを進めます。

## 10. インターネットによる人権侵害

### (1) 現状と課題

高度情報化の進展に伴うパソコンやインターネットの普及により、情報の収集・発信やコミュニケーションにおける利便性は大きく向上し、多くの人々が、効率的で豊かな社会生活を享受できるようになりました。

しかし、その一方で、他人のプライバシーを侵害したり、名誉を毀損するような悪質な情報発信が行われたり、犯罪や差別の助長にもつながる有害情報が掲載されるなど、ネット社会における匿名性を悪用した深刻な人権侵害問題が全

## (2) 施策の基本的方向

刑を終えて出所した人や、その家族の人権が侵害されることのないよう差別や偏見の解消に向け、関係機関、関係団体と連携・協力して啓発に努めるとともに、就労、住宅の確保などの社会復帰に向けた支援を推進する。

### (1) 刑を終えて出所した人等に対する理解、啓発の推進

①刑を終えて出所した人や、その家族の人権が侵害されることのないよう差別や偏見の解消に向け、関係機関、関係団体と連携・協力して啓発に努める。

### (2) 関係機関等との連携による社会復帰に向けた支援体制の推進

①関係機関、関係団体等と連携し、社会復帰に向け、就労、住宅の確保などの支援体制を推進。高齢であり、又は障がい有することにより、矯正施設から退所した後、自立した生活を営むことが困難と認められる者については、島根県地域生活定着支援センターを通じて各種支援に努める。

②子ども・若者支援センターと連携し、非行を犯した少年の立ち直り支援の一環として就労・学習支援や社会体験活動等の各種支援に努める。

## 10. インターネットによる人権侵害

### (1) 現状と課題

(1) 国は、ネット社会における匿名性を悪用した深刻な人権侵害問題が全国的に多発した状況を踏まえ、インターネットでの情報の流通によって人権侵害が発生した場合のプロバイダ等の責任範囲や発信者情報の開示を請求する権利を定めた「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）」を制定し、2002（平成14）年に施行。

(2) また関係団体等で構成される協議会等が、「プロバイダ責任制限法名誉毀損・プ

国的に多発しています。

こうした状況を踏まえ、国は、インターネットでの情報の流通によって人権侵害が発生した場合のプロバイダ等の責任範囲や発信者情報の開示を請求する権利を定めた「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）」を制定し、2002（平成14）年に施行しました。

また、これにあわせて、「プロバイダ責任制限法名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン」を作成することにより、重大な人権侵害事案に関しては、法務省人権擁護機関が直接プロバイダ等へ書き込みの削除依頼を行うようにするなど、個人情報の適正な取り扱いの徹底や被害者の迅速な救済に向けた法整備を進めています。

県としても、インターネットの特性を悪用した人権侵害問題について、早急に対応すべき重要課題であるという認識に立ち、早期発見・拡大防止のための取組を進めていきます。

## （2）施策の基本的方向

法務局や市町村、関係機関等との連携を深めることにより、インターネットによる人権侵害の早期発見を図り、「プロバイダ責任制限法」の趣旨を踏まえた迅速な削除依頼を行うなど、被害の拡大防止に努めます。

また、県民一人ひとりが、情報化社会がもたらす影響について、人権擁護の視点に立った正しい知識を身に付け、情報の収集・発信における個人の責任や遵守すべき情報モラルについての理解を深められるよう啓発を推進します。

「プライバシー関係ガイドライン」や「違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項」などを作成し、情報の削除要請があった場合のプロバイダ等とのべき行動基準や削除対象となる違法・有害情報を定めた。

- (3) しかしながら、ネット上には依然として多くの差別情報が氾濫しており、差別意識や偏見を助長するものとなっている。
- (4) 県としても、インターネットの特性を悪用した人権侵害問題について、早急に対応すべき重要課題であるという認識に立ち、発生防止・早期発見・拡大防止のための取組をさらに進めていく必要がある。

## （2）施策の基本的方向

インターネットの特性を悪用した人権侵害問題について、発生防止・早期発見・拡大防止のための取組をさらに進めていく。

- ①プロバイダ責任制限法については、国に対し法律の改正等実効性のある制度の確立を引き続き要望。
- ②定期的にモニタリングを実施したり、法務局や市町村、関係機関等との連携を深めることにより、インターネットによる人権侵害の早期発見を図り、「プロバイダ責任制限法」の趣旨を踏まえた迅速な削除依頼を行うなど、被害の拡大防止に引き続き努める。
- ③県民一人ひとりが、情報化社会がもたらす影響について、人権擁護の視点に立った正しい知識を身に付け、情報の収集・発信における個人の責任や遵守すべき情報モラルについての理解を深められるよう引き続き啓発を推進する。

## 1 1. 性同一性障害者の人権

### (1) 現状と課題

性同一性障害とは、生物学的な性別（身体の性）と心理的な性別（心の性）との間に食い違いが生じた状態のことをいい、世界保健機関（WHO）の国際疾病分類の中に位置付けられています。

我が国においては、1997（平成9）年に「性同一性障害の診断と治療に関するガイドライン」が策定され、医学的治療の対象となっています。

また、2004（平成16）年には、「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律（性同一性障害者特例法）」が施行され、性別の変更も認められるようになりました。

しかしながら、性同一性障害の治療が可能な医療機関の整備は、十分とは言えません。また、「性同一性障害者特例法」による性別変更の要件のうち、「現に子がいないこと」は、2008（平成20）年の法改正により、「現に未成年の子がいないこと」に緩和されましたが、他にも性別適合手術を終えていることなどの要件を満たす必要があり、性別の変更は容易ではありません。

性同一性障害を抱える人々は、その障害に対する周囲の理解が不足しているため、差別や偏見の眼差しで見られることが多く、就職や住宅を借りる際、また、銀行などの窓口での対応など、社会生活を送る上で様々な困難に直面しています。

## 1 1 性的少数者の人権

### (1) 現状と課題

- (1) 性的指向（人の恋愛・性愛の対象が誰に向いているかを示す概念）や性自認（自分の性別をどのように認識しているかを示す概念）に関わるLGBT等の性的少数者は、性の区分や異性愛を前提とした社会の中で、周囲の理解が不足しているため、差別や偏見の眼差しで見られることが多く、いじめや差別の対象になったり、就職や賃貸住宅への入居等の際に困難を強いられるなど、さまざまな問題に直面している。ある民間の調査によると日本人に占める性的少数者等の割合は7.6%（約13人に1人）と報告されている。
- (2) 国連は、2008（平成20）年に性的指向や性自認に基づいた人権侵害なくすことを求め、全ての人への人権の促進と保護を訴える声明を発表。日本政府もこの声明に賛同。
- (3) 2016（平成28）年6月国連人権理事会は、「性的指向及びジェンダー・アイデンティティーの基づく暴力と差別に対する保護」に関する決議を採択し、世界のあらゆる地域における性的指向等の故に個人に対して侵された暴力行為と差別を強く憂慮し、性的指向等に基づく暴力と差別からの保護に関する専門家を3年の期間任命することを定めた。
- (4) 近年、欧米諸国では同性婚や同性カップルに結婚とほぼ同等の権利を認める動きも出てきている。
- (5) わが国では、2004（平成16）年に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され一定の基準を満たせば、戸籍上の性別の取り扱いの変更について、家庭裁判所での審判を受けることができるようになった。
- (6) さらに、国内の一部の自治体においては、同性パートナーシップを認めるなど、同性愛者の権利を保障する新たな動きも見られる。
- (7) 2015（平成27）年文部科学省は「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」を都道府県に通知、さらに翌年には通知に基づく対応の在り方についてまとめた「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に

<p>(2) 施策の基本的方向</p> <p>性同一性障害について、この問題の解決に取り組む民間の団体とも連携・協力して、正しい理解の促進と差別や偏見の解消に向けた啓発に取り組むとともに、社会の正しい理解のもとで、自分らしい生活を営むことができるよう環境の整備に努めます。</p>	<p>対するきめ細かな対応等の実施について（教職員向け）」の手引きを示し、きめ細かな対応を行うよう求めている。</p> <p>(8) 県では、性的少数者等の問題に対する周囲の理解の不足が差別や偏見の要因の一つと考えられることから、県民に対し啓発資料の配布、講演会等を実施し普及啓発を推進してきた。</p> <p>(9) また、教育現場においても、多様な性に対する教職員の理解を深め人権教育を推進するとともに、国の通知等に基づき児童生徒に対して適切な対応を行える体制の整備に取り組んでいる。</p> <p>※1) LGBT</p> <p>L：女性の同性愛者（Lesbian：レズビアン）  G：男性の同性愛者（Gay：ゲイ）  B：両性愛者（Bisexual：バイセクシャル）  T：心の性と身体の性が一致しないため、身体の違和感をもったり、心の性と一致する性別で生きたいと望む人（Transgender：トランスジェンダー）</p> <p>それぞれの頭文字から取った性的少数者を表す言葉の一つ。</p> <p>2) 性同一性障害者  トランスジェンダーの中で医療機関を受診し、「身体の性」と「心の性」が一致しないと診断された人たちに対する医学的な疾患・診断名</p> <p>(2) 施策の基本的方向</p> <p>性的少数者等に対する差別や偏見が当事者を苦しめており、周囲の一人ひとりが性的少数者等について正しい理解や認識を深めるとともに、相談体制の充実、特に学校における児童生徒に対するきめ細やかな対応の推進に取り組む。</p> <p>(1) 県民に対する取り組み  地域社会や職場において、性的少数者等の存在を正しく認識し、性に対する多様なあり方への理解を深めるために、民間団体等とも連携して、各種講演会や犬種等の開催、啓発資料の配布等を通じて、広く県民の教育啓発や相談対応の充実を</p>
--	---

## 12. 様々な人権課題

### (1) プライバシーの保護

プライバシーをめぐる問題は、個人の尊厳と基本的人権に関わる重要な問題であり、個人のプライバシーを最大限保護することが必要です。

しかし、近年の情報通信社会の進展に伴い、様々な分野で個人情報を利用したサービスが提供され、社会生活が大変便利なものになっている反面、個人情報の取扱いやプライバシーの侵害に対する不安が高まってきました。

このような状況を踏まえ、個人の権利利益を保護するために、県においては、2002（平成14）年に「島根県個人情報保護条例」を、国においても、2005（平成17）年に「個人情報の保護に関する法律」及び「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」を全面施行し、官民を通じて、個人情報保護制度が整備されました。

今後も、これらの法令等に基づき、個人の権利利益の保護を図っていきます。

図っていく。

### (2) 学校における取組

性的少数者等について教職員が正しく理解し、適切に対応できるよう促すとともに、多様な性について理解を深める人権教育を推進する。また、日頃から児童生徒が相談しやすい環境を整え、組織的な支援に取り組む。

## 12. 様々な人権課題

### ■プライバシーの保護

#### (1) 現状と課題

(1) プライバシーの保護は、個人の尊厳と基本的人権に関わる重要な問題。

(2) 県においては2002（平成14）年に「島根県個人情報保護条例」を、国においては2005（平成17）年に「個人情報の保護に関する法律」（個人情報保護法）及び「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」を全面施行。官民を通じて、個人情報保護制度が整備。

(3) 情報化の進展により、コンピューターウイルスや不正アクセスによる個人情報の流出、インターネット上への個人情報の掲載など悪質な事件が頻発。

(4) 2013（平成25）年の「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「マイナンバー法」）の制定により、国民ひとり一人に個別のナンバーが振り分けられるなど、個人情報の取り扱いに一層の厳格化が求められる。

#### (2) 施策の基本的方向

法令等に基づき、個人の権利利益の保護を図る。

##### (1) 個人情報の適正な取り扱いの推進

① 個人情報保護法、マイナンバー法、島根県個人情報保護条例などの法令に基づき、個人情報の取扱いの適正化を推進。

## (2) 「ひのえうま」などの迷信

古くから日本社会に存在する迷信や因習の中には、「ひのえうま」や「つきもの」など、非科学的で根拠のないものであるにもかかわらず、それを理由とした差別や人権侵害が行われるものがあります。なかでも「きつねもち」は、島根県特有の迷信として一定の地域にみられ、今もなお、差別意識が残されています。

こうした問題についても、様々な機会を通じて、差別や偏見をなくす啓発に努めます。

## (3) アイヌの人々

アイヌの人々は、北海道を中心に先住していた民族であり、固有の言語や伝統的な生活習慣など、独自の豊かな文化をもった民族です。

しかし、過去の同化政策などにより、伝統的な生活を支えてきた狩猟や漁労が制

## (2) 個人情報の取り扱いに関する普及、啓発の推進

- ①個人情報の重要性、情報の収集、発信における責任やモラルに関する普及啓発の促進。

## ■ 「ひのえうま」などの迷信

### (1) 現状と課題

- (1) 同和対策審議会の答申は、昔ながらの迷信、非合理的な偏見などが同和問題を存続させ、部落差別を支える根拠の一つである旨指摘。
- (2) 県でも、迷信や非合理的な偏見は差別を生む要因のひとつであると考えている。人々が根拠のない迷信を信じ、自分の自由な意思によらず、安易に「世間」に同調して行動することは、事実無根の風評や誤った考え方などを安易に受け入れ、それを理由として差別や人権侵害が行われることを懸念。
- (3) 研修等様々な機会を通じて、科学的根拠のない迷信に同調し偏見や差別を助長することがないように啓発を実施することが必要。

### (2) 施策の基本的方向

研修等様々な機会を通じて、科学的根拠のない迷信に同調し偏見や差別を助長することがないように啓発を行う。

## ■ アイヌの人々

### (1) 現状と課題

- (1) アイヌの人々は、固有の言語や伝統的な儀式、祭事、多くの口承文化（ユーカ

限又は禁止されたうえ、アイヌ語の使用や独自の風習も禁止されるなど、民族独自の文化が失われていきました。

こうしたアイヌの人々の歴史や文化への無関心や誤った認識から、差別や偏見が依然として存在しています。

このため、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会の実現を図るとともに、我が国の多様な文化の発展に寄与することを目的として、1997（平成9）年に「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」が制定されました。

また、2008（平成20）年には、アイヌ民族を先住民族と認め、地位向上などの総合的な施策に取り組むことを政府に求めるため、「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が国会で採択されました。

こうした法律や決議の趣旨に沿って、アイヌの人々への理解と認識が深まるよう啓発に努めます。

#### （4）北朝鮮当局によって拉致された被害者等

北朝鮮に拉致された日本人は、2002（平成14）年に帰国が実現した5名のほか、日本政府が拉致被害者と認定している者を含め、被害者の数は100名とも200名とも言われています。

国においては、2006（平成18）年に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」を制定し、問題の解決に向け対処しており、地方

ラ）等独自の豊かな文化を持っているが、近世以降の同化政策等によりその文化の十分な保存・伝承が図られていない。

(2) アイヌの人々の歴史や文化への無関心、誤った認識から就職や結婚等において依然として偏見や差別が存在。

(3) 国は2007(平成19)年に国連総会で「先住民族の権利に関する国際連合宣言」が決議され、2008(平成20)年には、アイヌ民族を先住民と認め、地位向上などの総合的施策を政府に求めるため、国会で「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が採択。これらを受けてアイヌ政策を更に推進するため「アイヌ政策の在り方に関する有識者懇談会」を開催し、2009(平成21)年に報告書が取りまとめられる。

(4) 2010(平成22)年1月以降、内閣官房長官を座長とする「アイヌ政策推進会議」を開催。同会議の承認を得て、2014(平成26)年6月に「アイヌ文化の復興等を推進するための『民族共生の象徴となる空間』の整備及び管理運営に関する基本方針について」が閣議決定。

(5) 法律や決議の趣旨に従い、アイヌの人々に対する理解と認識を深め、偏見や差別の解消を図ることが必要。

#### （2）施策の基本的方向

アイヌの人々に対する理解と認識を深め、偏見や差別の解消を図るために啓発に努める。

#### ■北朝鮮当局によって拉致された被害者等

##### （1）現状と課題

(1) 現在、日本政府は北朝鮮に拉致された被害者として17名を認定。北朝鮮による拉致の可能性を排除できない行方不明者883名(平成29年4月現在)に関し情報収集や搜索・調査を継続。

自治体においても国民世論の啓発を図るよう求められています。

このため、国や市町村と連携を図りつつ、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題に関する啓発に努めます。

#### (5) ホームレスの人権

ホームレスとなっている人々の理由として、失業や疾病による収入の減少、貧困、借金などの背景があり、年齢層も中高年だけでなく、若年層や女性にも広がってきていると言われています。

こうしたホームレスの人々の生活の自立を支援するため、2002（平成14）年に「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」が制定され、また、2003（平成15）年には、「ホームレスの実態に関する全国調査」が実施されました。

(2)2006（平成18）年「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行。国の責務、「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」（12月10日～16日）のほか、地方公共団体の責務として拉致問題等に関する世論の啓発に努めることが定められた。

(3)県では、この法律の趣旨を踏まえ、国や市町村と連携を図りつつ拉致問題等の啓発を実施

(4)拉致被害者やその家族が高齢となる中、拉致被害者全員の帰国は実現しておらず、一刻の猶予も許されない状況。内閣府が2017（平成29）年に実施した外交世論調査でも北朝鮮への関心事項として日本人拉致問題を挙げた人の割合が、平成14年以降初めて8割を下回るなど拉致問題等に関する国民の関心の希薄化を懸念。

#### (2) 施策の基本的方向

法律の趣旨を踏まえ、国や市町村と連携を図り拉致問題等の県民への広報、啓発に取り組む。

#### (1) 広報啓発活動の推進

北朝鮮人権侵害問題啓発週間におけるパネル展、ポスター掲示、ブルーリボンの着用（北朝鮮による拉致被害者の生存と救出を信じる意思表示のためにブルーリボンを着用）などの広報、啓発活動に取り組む。

#### ■ホームレスの人権

#### (1) 現状と課題

(1)ホームレスとなっている人々の理由として、失業や疾病による収入の減少、貧困、借金などの背景があり、年齢層も中高年だけでなく、若年層や女性にも広がってきていると言われている。

(2)2002（平成14）年にホームレスの人々の生活を支援するため、生活保護法の適用な

この全国調査における県内実態では、ホームレスと確認できた人は少数に留まりますが、これまで経済的な自立や生活自立のため、生活保護制度による支援を行っており、今後も、毎年度実施される全国調査における県内状況を踏まえながら、必要な個別支援、相談対応等を行うとともに、様々な人々の生活を支援するため、関係機関との連携や地域福祉等の推進に取り組みます。

#### (6) 人身取引（トラフィッキング）事件の適切な対応

国連において、2000（平成12）年に「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人（特に女性および児童）の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書（国際組織犯罪防止条約人身取引議定書）」が採択されています。

どの施策目標を定めた「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」（以下「ホームレス特措法」）を10年間の限時法として制定。その後、2012（平成24）年に5年間、2017（平成29）年に10年間延長。

- (3) 2015（平成27）年生活困窮者自立支援法が施行され、ホームレス対策として、一時生活支援事業（衣食住の提供）、自立相談支援事業（生活習慣の改善、就労支援など）などの活用が可能。
- (4) ホームレスの実態に関する全国調査では、2017（平成29）年1月現在、ホームレス数は全国で5,534人。県内では確認されていない。
- (5) これまで生活保護制度等により支援を実施。今後も、各福祉事務所等において必要な個別支援、相談対応等が適切に実施され社会復帰ができるよう支援していくことが必要。
- (6) 併せて、ホームレスに対する偏見や差別意識解消の啓発に努めることが必要。

#### (2) 施策の基本的方向

ホームレスの社会復帰を支援し、偏見や差別意識の解消に努める。

##### (1) 啓発活動の推進

ホームレスの人権に関する各種啓発資料の整備、提供

##### (2) 個別支援、相談対応の推進

各福祉事務所等において、生活保護法、生活困窮者支援法等の関連法令に基づき、必要な個別支援、相談対応等が適切に実施されるよう支援。

#### ■人身取引事件の適切な対応

##### (1) 現状と課題

- (1) 性的搾取、強制労働等を目的とした人身取引（トラフィッキング）は、重大な犯

我が国においても、風俗営業所等が雇用している外国人に、売春を強要するなどの反社会的行為が発生しており、刑法の人身売買罪や売春防止法違反及び入管法違反（不法就労助長罪）等で検挙される事件が後を絶ちません。

人身取引を撲滅するため、入国管理局との連携を図りながら、外国人パブ等風俗営業所等における違法行為の取締りを強化します。

また、人身取引の撲滅が国際的に重要な課題であり、我が国が受け入れ国として非難されている現状について、県民への啓発に努めるとともに、被害者からの相談や保護を求めやすい環境づくりを推進します。

罪であり、基本的人権を侵害する深刻な問題。

- (2) 2004(平成16)年内閣に「人身取引対策に関する関係省庁連絡会議」が設置され、人身取引の撲滅、防止、人身取引被害者の保護等を目的とする「人身取引対策行動計画」を策定。
- (3) 2005(平成17)年人身取引その他の人身の自由を侵害する犯罪に対処するため刑法等の一部が改正され施行。
- (4) 2014(平成26)年国が策定した「人身取引対策行動計画2014」では、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会に向けた「世界一安全な国、日本」を創り上げることの一環として、包括的な人身取引対策に取り組み、人身取引の根絶を目指すことを明記。
- (5) 県内においても、「外国人問題対策連絡協議会」「不法就労等外国人労働者問題地方協議会」などの会議を通じ、入国管理局及び労働局など関係機関との情報交換を行い、被害の防止、被害者からの相談、保護が求めやすい環境づくりに努めた。
- (6) 併せて、講演会、講習会等において人身取引防止のための広報、啓発に努めた。

## (2) 施策の基本的方向

人身取引は重大な犯罪であり、基本的人権を侵害する深刻な問題である。県民への啓発に努めるとともに、関係機関と連携を強化し、被害の防止、被害者からの相談や保護が求めやすい環境づくりに努める。

### (1) 広報、啓発の推進

講演会、講習会等において人身取引防止のための広報、啓発に努める。

### (2) 関係機関との連携の強化

「外国人問題対策連絡協議会」等を通じ、入国管理局、労働局など関連機関との情報交換を行うとともに、被害の防止、被害者からの相談、保護が求めやすい環境づくりに努める。

### (7) 日本に帰国した中国残留邦人とその家族

中国残留邦人は、昭和20年当時、中国の東北地方（旧満州地区）に居住していた開拓団などの日本人のうち、第二次世界大戦末期の混乱により、肉親と離別するなどの事情から、終戦後も中国にとどまることを余儀なくされた方々で、帰国までに長期間を要したことから、多くの方が、言葉、生活習慣、就労等の面で様々な困難に直面することになりました。

このため、日本に帰国した中国残留邦人とその家族については、その正しい認識と理解を進め、自立指導員や自立支援通訳の派遣など、地域社会における早期自立の促進及び生活の安定に努めます。

### (8) 性的指向（同性愛など）に係る問題

性的指向とは、性的意識や恋愛感情が同性に向くのか異性に向くのかという、人間の性に関わる意識や感覚のことをいいます。そして、性の指向は人によって一様ではありません。

しかし、性愛の対象として、異性にではなく同性や両性に対して愛情を抱く人々は、少数であるがために差別や偏見の眼差しで見られたり、場合によっては職場を追われることさえあります。

我が国においては、性的指向に関わる差別や人権侵害が存在していること、また、それが解決されなければならない問題であるという認識は定着していきま

### ■日本に帰国した中国残留邦人とその家族

#### (1) 現状と課題

- (1) 中国残留邦人は、昭和20年当時、中国の東北地方（旧満州地区）に居住していた開拓団などの日本人のうち、第二次世界大戦末期の混乱により、肉親と離別するなどの事情から、終戦後も中国にとどまることを余儀なくされた人々。
- (2) 帰国までに長期間を要したことから、多くの方が、言葉、生活習慣、就労等の面で様々な困難に直面。
- (3) このため、日本に帰国した中国残留邦人とその家族については、その正しい認識と理解を進めるとともに、地域社会における早期自立、生活の安定を図るため経済的給付を行う支援給付制度等の支援策を実施。

#### (2) 施策の基本的方向

支援給付制度の実施主体である市町村と連携し、支援給付制度などの支援策が適切に実施し、地域社会における早期自立の促進及び生活の安定が図られるように努める。

ん。

こうした差別を解消するためには、私たち一人ひとりが個性の一つとして性的指向を捉えていく必要があります。

このため、性的指向について理解と認識を深めるよう啓発に努めていきます。

#### (9) その他の人権課題

その他この基本方針に掲げていない様々な人権課題や、今後新たに対応すべき人権課題などに対して、あらゆる機会を通じて、人権意識の高揚を図り、差別や偏見をなくしていくための施策の推進に努めます。

#### ■災害時の配慮

##### (1) 現状と課題

- (1) 2011(平成23)年3月に発生した東日本大震災では、避難所においてプライバシーが守られないことのほか、高齢者、障害のある人、子ども、女性、外国人等の災害時要配慮者に対する十分な配慮がないことが問題化。
- (2) 放射線被ばくについての風評等に基づく差別的言動等も発生。災害時においては、被災者の人権尊重の視点に立った対応・配慮などを行うことが必要。
- (3) 県では、2016(平成28)年3月策定の「島根県国土強靱化計画」、2017(平成29)年10月策定の「島根県地域防災計画」において、災害時要配慮者に対する相談体制、情報発信体制の整備などを明記し、各支援施策を推進。
- (4) 災害時に迅速、的確な行動がとりにくく被害を受けやすい要配慮者は、本県の高齢化、国際化の進展に伴い、今後、増加することが予想され災害時要配慮者の視点立った施策を推進することが必要。

##### (2) 施策の基本的方向性

災害時要配慮者の視点に立った施策を推進し、災害時にも全ての県民の人権が尊重される社会をめざす。

(1) 要配慮者の支援体制の推進

- ①市町村の作成する避難行動要支援者名簿、避難支援等の個別計画の作成に必要な情報提供等の支援を行うとともに、大規模災害時において要配慮者の避難等を広域的に支援するため関係機関、団体等との協力体制を構築。
- ②社会福祉施設、病院等における施設入所者の生活維持に必要な医薬品、食料、介護用品等の備蓄、避難誘導體制等の確立などを推進。
- ③聴覚障がい者への災害情報伝達のための文字情報受診システムの普及、自動消火器の設置など防災設備等の充実を推進。
- ④外国人に対しては、災害時における「やさしい日本語」や多言語での情報提供、災害時サポーターの育成、活用等を推進

(2) 広報、啓発の推進

- ①要配慮者が円滑に避難できるよう、広報誌の配布、講習会の開催、防災訓練等を通じて要配慮者の実態にあわせた防災知識の普及、啓発に取り組む。

